

令和8年度当初予算・令和7年度補正予算関連 施策説明会

令和8年3月12日

近畿経済産業局

目次

1. 大規模成長投資補助金	P3
2. 中小企業成長加速化補助金	P11
3. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）	P18
4. 中小企業新事業進出補助金	P23
5. 中小企業省力化投資補助金	P25
6. 小規模事業者持続化補助金	P28
7. デジタル化・AI導入補助金	P29
8. 省エネ・非化石転換補助金	P33
9. 大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）	P39
10. 福島県浜通り地域等での事業に関する支援策	P40
11. DX推進指標・DX認定	P57
12. 取引適正化	P63
13. 経済安全保障の観点からの技術流出対策について	P69
14. 物流効率化法	P73

1. 事業概要（5次公募）

- 中堅・中小・スタートアップ企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。

項目	内容
1 予算額	<u>総額2,000億円</u>
2 補助上限額	<u>50億円（補助率1/3以下）</u>
3 補助事業期間	<u>原則として、交付決定日から最長で令和10年12月末まで</u>
4 補助対象者	<u>中堅・中小・スタートアップ企業（常時使用する従業員数が2,000人以下の会社等）</u> ※単体ベース ※一定の要件を満たす場合、中堅・中小企業を中心とした共同申請（コンソーシアム形式：最大10社）も対象。 ※みなし大企業や実施する補助事業の内容が農作物の生産自体に関するものなど1次産業を主たる事業としている場合は補助対象外。*
5 補助事業の要件	① <u>投資額20億円以上（専門家経費・外注費を除く補助対象経費分）</u> ※100億宣言企業は投資額15億円以上 ② <u>賃上げ要件（補助事業の終了後3年間の対象事業に関わる従業員等1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上））</u> ※持続的な賃上げを実現するため、補助金の申請時に掲げた賃上げ目標を達成できなかった場合、未達成率に応じて補助金の返還を求める（天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。事業者名は公表しない。）。
6 補助対象経費	<u>建物費（拠点新設・増築等※）、機械装置費（器具・備品費含む）、ソフトウェア費、外注費、専門家経費</u> ※本社機能の一部移転・新設を含む

2. 賃上げ要件について

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の補助事業に関わる従業員及び役員の1人当たり給与支給総額と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が**5.0%以上（100億宣言企業は4.5%以上）***であることが必要です。

* スタートアップ企業のうち、産業競争力強化法上の中小企業者については、公募開始日から3年以内に100億宣言を実施する見込みがある場合は、基準率を4.5%とします。

- 具体的には、**申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件**となります。
- コンソーシアムの場合、**幹事企業だけでなくコンソーシアム参画者についても、それぞれ目標水準を公表**していただきます。

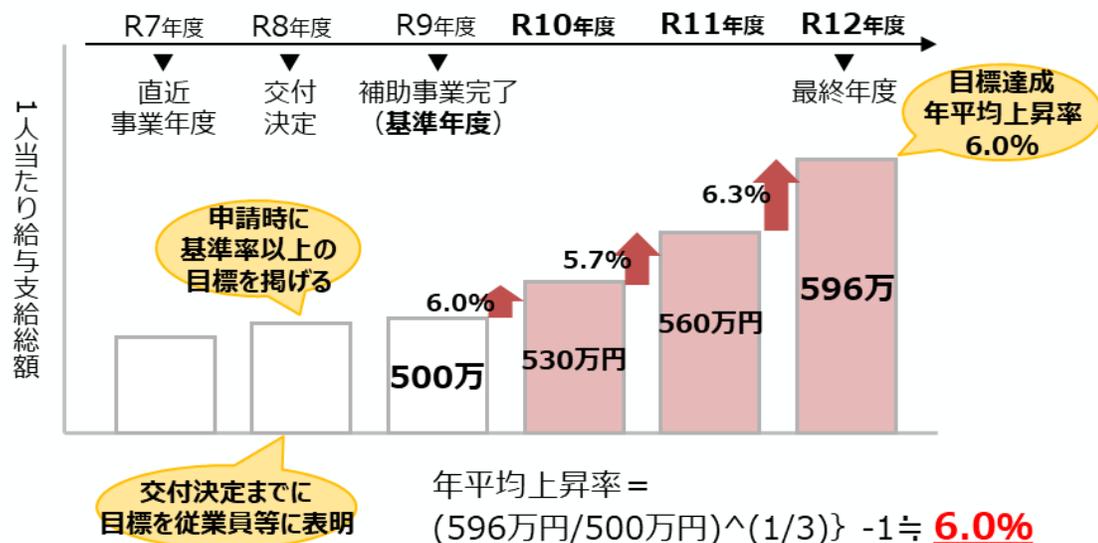
計算式

$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の1人当たり給与支給総額
B : 基準年度の1人当たり給与支給総額
C : 1/3

事例

目標とする年平均上昇率 $6.0\% \geq 5.0\%$



※詳細は公募要領をご参照ください

注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の1人当たり給与支給総額が、申請時の直近の事業年度の1人当たり給与支給総額を下回っている場合
- ③ 申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）

※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない
※詳細は採択者向けに「補助事業の手引き」にて案内

3. 補助対象経費

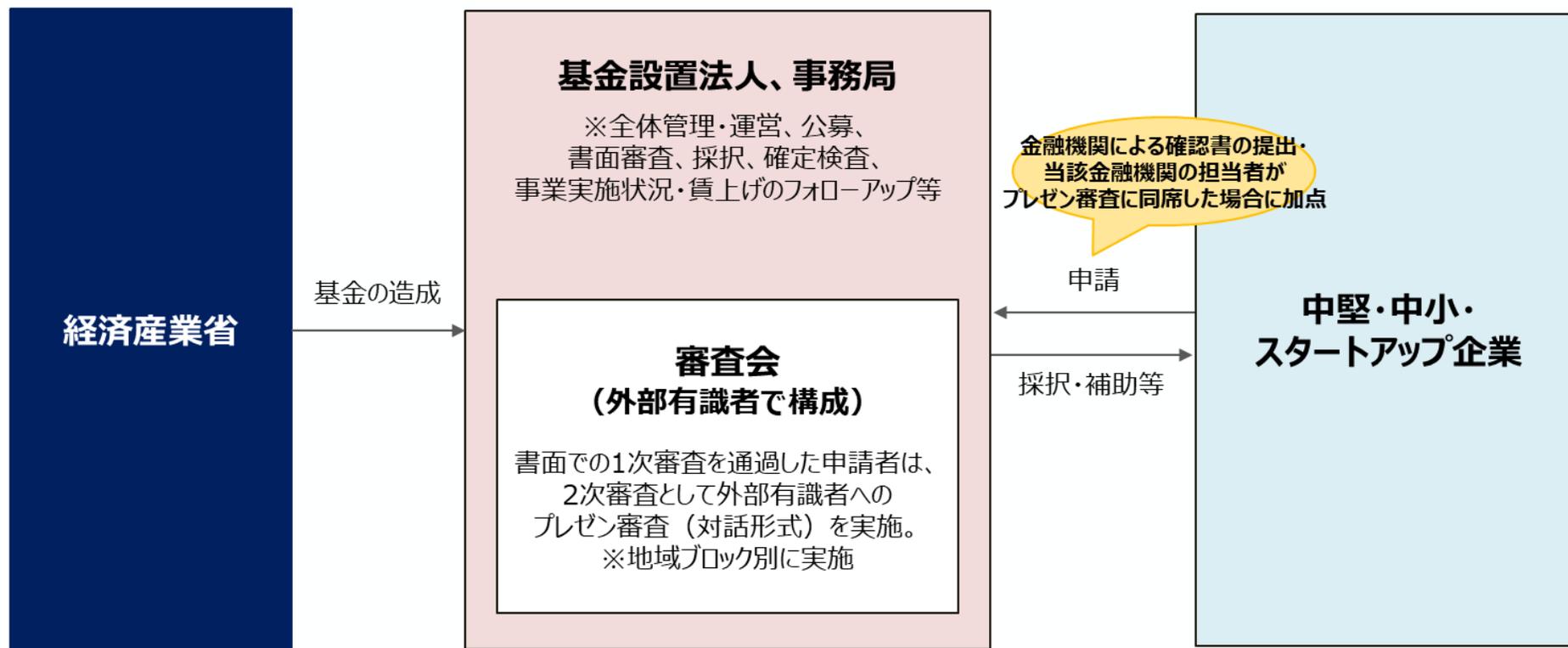
項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> 生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 建物の単なる購入や賃貸、土地代は対象外 建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）は原則対象外 既存の建物の撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は原則対象外 補助対象外設備（すでに取得している機械装置等）に関する経費（改良・修繕、据付け、運搬等）は対象外 事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用は対象外 補助対象外経費の改良・修繕（補助事業で新規に購入又は補助事業のために使用されるソフトウェア等の機能を高めるために行うもの）は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	<ul style="list-style-type: none"> 成長投資計画の作成に要する経費は対象外 外注先が機械装置等の設備やシステム等を購入する費用は対象外 外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用は対象外 土壌汚染対策は外注費としての計上が可能
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 成長投資計画の作成に要する経費は対象外

※導入しようとする建物、機械装置、器具備品、ソフトウェア等について、他の国の補助金、地域未来投資促進税制、中小企業経営強化税制、中小企業投資促進税制、質上げ促進税制、大胆な投資促進税制の併用は不可とします。

※詳細は公募要領をご参照ください。

4. 事業スキーム

- 基金設置法人及び事務局が、中堅・中小企業向けの補助金公募から審査、確定検査、補助事業終了後の事業実施状況・賃上げ要件の達成状況の確認（フォローアップ）等を行います。



GビズID
ホームページ



【注意】事務局への申請等は全て電子申請となり、申請には「GビズIDプライムアカウント」が必要です。GビズIDプライムアカウントは、専用ホームページで必要事項を記載し、必要書類を郵送して作成することができます。アカウントの発行に時間を要する場合がありますので、申請をご検討の方は早めにIDを取得してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

5. 審査基準

- 審査は以下の項目を定量的・定性的に審査し、採択事業者を決定します。

1

経営力

- 経営戦略上の補助事業の位置付けを踏まえ、**補助事業を通じて企業自身の持続的な成長につながるが見込まれるか。**
 - **長期成長ビジョン**（5～10年後の社会に価値提供する自社のありたい姿、賃上げ予定 等）
 - **外部環境・内部環境の認識を踏まえた事業戦略**（市場・顧客動向、自社の強み・弱み、経営資源（ヒト・モノ・カネ）の状況等を踏まえて取り組む事業内容（補助事業含む） 等）
 - **成果目標・経営管理体制**（定量的な成果目標とその達成に向けた効率的な体制の構築状況 等）
 - 補助事業を通じて長期成長ビジョンの実現に繋がるような**資金計画**

2

先進性・成長性

- 補助事業によって提供される製品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、**市場ニーズの有無を検証**できているか。また、補助事業に関連する製品・サービス等の売上高が、当該事業の**市場規模の伸びを上回る成長が見込まれるか。**
- 補助事業で取得した設備等により生み出す製品・サービスや生産方式等は、**自社の優位性が確保できる差別化された取組か。**
- 補助事業により、**労働生産性の抜本的な向上**が図られ、当該事業における**人手不足の状況が改善される取組か。**

3

地域への波及効果

- 補助事業により、従業員1人当たり給与支給総額、雇用の増加が見込まれるか。
- 地域内の取引先（顧客・サプライヤー）・パートナー等に波及効果をもたらすことが見込まれるか。また、コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

4

大規模投資・費用対効果

- **収益規模に応じたリスクをとった大規模成長投資**であるか。
- 補助金額に対して、**生み出される付加価値額が相対的に大きな取組か。**
- 従前よりも一段上の成長・賃上げを目指す等、**企業の行動変容**が示されているか。

5

実現可能性

- 補助事業を適切に遂行できる、**実施体制・財務状況等が十分に確保**されているか。
（*財務状況を踏まえ、補助金交付の必要性が高いと認められるかも審査対象となります）
- 補助事業の事業化に向けた**課題設定・解決方法・スケジュールが適正**に見込まれており、実現可能性が高いか。
- 金融機関・ファンド等のコミットメントが得られているか。

6. 加点措置

- 以下の各項目については、加点措置を講じます。

<「中小企業から中堅企業への移行」に対する加点措置>

産業競争力強化法上の中小企業に該当する事業者においては、「令和9年12月末までに産業競争力強化法上の中小企業者の定義を超える従業員数及び資本金の達成をする」旨を宣言した場合に、加点。

<J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップに対する加点措置>

J-Startupプログラム又はJ-Startup地域展開プログラムに選定されている中小企業者等に対して加点。

<本社機能の地方移転を伴う大規模投資を行う事業に対する加点措置>

従業員のウェルビーイングや地域活性化の観点等も踏まえ、企業の本社機能の移転を伴う大規模な投資を行う事業に対して加点。

<既存の工場跡地を活用した大規模投資を行う事業に対する加点措置>

産業用地が不足している現状を踏まえ、土壌汚染対策を行いながら、既存の工場跡地を活用する形で大規模な投資を行う事業に対して加点。

<「えるぼし認定企業」「くるみん認定企業」に対する加点措置>

雇用管理の改善、働きやすい職場環境の整備、企業の魅力向上や人材確保・定着などに積極的に取り組んでいる企業に対して加点。

<「健康経営優良法人」に対する加点措置>

優良な健康経営を実践している企業に対して加点。

<「地域未来牽引企業」、「パートナーシップ構築宣言登録企業」、「地域経済牽引事業計画」に対する加点措置>

地域の事業者等に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域の経済成長を力強く牽引する事業者、又は、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進める事業者に対して加点。

<「金融機関・ファンド等による確認書」を提出した場合の加点措置>

金融機関から計画の妥当性の確認を受けている事業者に対して加点します。

<「地域企業経営人材マッチング促進事業活用企業」に対する加点措置>

「地域企業経営人材マッチング促進事業」を活用し採用した人材を事業実施体制に含めている企業に対して加点。

<「危機管理投資」、「成長投資」の戦略分野に係る事業に対する加点措置>

以下の17の戦略分野に係る事業に対して加点。

- ①AI・半導体、②造船、③量子、④合成生物学・バイオ、⑤航空・宇宙、⑥デジタル・サイバーセキュリティ、⑦コンテンツ、⑧フードテック、⑨資源・エネルギー安全保障・GX、⑩防災・国土強靱化、⑪創薬・先端医療、⑫フュージョンエネルギー、⑬マテリアル（重要鉱物・部素材）、⑭港湾ロジスティクス、⑮防衛産業、⑯情報通信、⑰海洋

上記のほか、

- 各都道府県の中で特に優れた事業計画を提出した事業者は、地域への波及効果等が特に期待できるものとして加点します。
- 大規模な災害（いわゆる本激）であって、被害が大きく、多重災害や立地条件等に起因し発災後一定期間を経過してもなお被害が残る地域の事業については特別に配慮措置を講じます。

（参考） 4次公募※における各種指標の中央値（採択者、申請者全体） ※ 令和7年7～8月に実施

■ 4次公募倍率：約2.1倍

	採択者 (n=102)	申請者全体 (n=210)
①経営力		
1 全社年平均売上高成長率*1	17%/年	14%/年
2 全社売上高増加額*1	+61.3億円	+38.5億円
3 全社賃上げ予定率*2	2.4%	2.5%
4 全社売上高に対する補助事業売上高の割合*3	85%	77%
②先進性・成長性		
5 補助事業年平均売上高成長率*1	26%/年	22%/年
6 補助事業売上高増加額*1	+53.5億円	+31.3億円
7 補助事業年平均労働生産性の伸び*1	30%/年	25%/年
8 補助事業付加価値増加額*1	+21.1億円	+12.9億円
③地域への波及効果		
9 年平均従業員目標賃上げ率*4	6.5%/年	6.5%/年
10 従業員給与支給総額の増加額*4	+2.9億円	+2.0億円
11 年平均役員目標賃上げ率*4,5	6.0%/年	5.5%/年
12 役員給与支給総額の増加額*4,5	+0.10億円	+0.07億円
④大規模投資・費用対効果		
13 全社売上高に対する投資額割合*6	47%	48%
14 補助金額に対する付加価値増加額割合*4	209%	169%
⑤実現可能性		
15 □ーカルベンチマークの得点	22点	22点

※各数値は対象企業の中央値（各指標を降順に並べた時の、ちょうど中央の値）を使用（ただし、①経営力 4「全社売上高に対する補助事業売上高の割合」は平均値で算出）

*1 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の前年と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*2 最新決算期と基準年（補助事業完了日を含む事業年度）の数値を比較した率 *3 事業化報告3年目における水準

*4 基準年（補助事業完了日を含む事業年度）と事業化報告3年目の数値を比較した率および額

*5 従業員の目標賃上げ率を設定している事業者のみの平均値 *6 最新決算期の全社売上高に対する補助事業投資額の割合

7. スケジュール

- 2月27日（金）：5次公募 開始
- 3月27日（金）：5次公募 締切予定

※ 資料提出後、公募締め切り前に資料を再提出したい場合は、**必ず事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続により再提出して下さい。**
（事前の事務局への連絡が無い場合は、**最初に提出された書類をもって審査いたします。**）

※ **公募締め切り日の5営業日前**までに提出された申請書類については、書類の不足や命名規則違反、ファイル破損、様式のエラーの有無を事務局が確認し、不備が発覚した場合にはご連絡の上、公募期間内での再提出が可能ですので、**お早めのご申請をお願いいたします。**

- 4月20日（月）～4月24日（金）：プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
- 5月中下旬頃：採択発表（以降順次、交付決定）

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局（seichotoushi-koubo-ext@nri.co.jp）にメールでお問い合わせください。

※ よくあるご質問については、事務局ホームページにFAQを設置する予定です。

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。

最新の情報は、補助金事務局のホームページをご確認ください。

https://www.nri.com/jp/news/public_offer/growth_subsidies_2026.html

事業概要（2次公募）

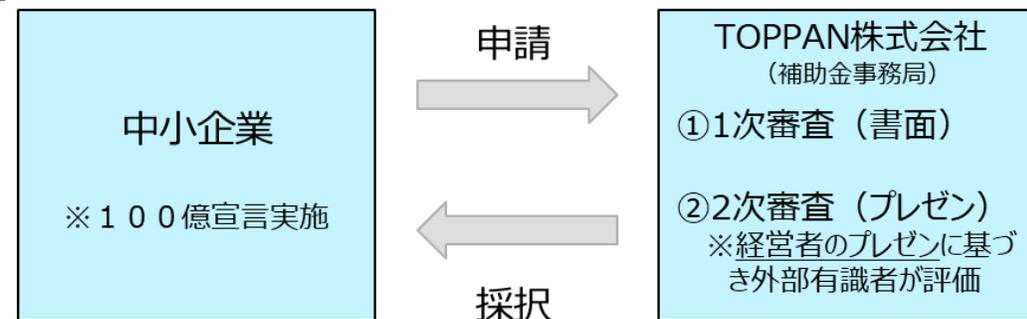
- 賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい**売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援。**

【概略】

※1次公募 採択倍率：約6.0倍

項目	内容
1 上限額	5億円（補助率1/2）
2 事業期間	交付決定日から24か月以内
3 対象者	売上高100億円を目指す中小企業 （売上高10億円以上100億円未満）
4 要件	<ul style="list-style-type: none"> ・「100億宣言」を行っていること ・投資額1億円以上 ・一定の賃上げ要件※を満たす今後5年程度の事業計画 ※1人当たり給与支給総額4.5%以上
5 対象経費	建物費、機械装置費、ソフトウェア費、外注費 等

【申請の流れ】



【審査基準（ポイント）】

経営力

- ①将来の売上高100億円に向けた中長期的なビジョンや計画を有し、その上で、今後5年程度の経営者の明確なシナリオ、成長余力を最大限伸ばした事業戦略（売上高成長率、付加価値増加率、売上高に占める投資比率（本補助事業））
- ②賃上げ・投資の持続可能性
- ③外部・内部環境の分析（市場ニーズの検証、差別化戦略等）
- ④適切な成果目標・管理体制
- ⑤グループ企業・コンソーシアムの場合は相乗効果

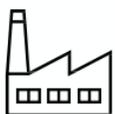
波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造（サプライチェーン、ものづくり高度化、イノベーション、地域資源活用等）
- ⑦地域のモデル企業としての取組（取引適正化、BCP・知財・経済安全保障の対応、女性活躍等）
※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画等

実現可能性

- ⑧早期に実施可能な経営体制
- ⑨財務状況（ローカルベンチマーク）
- ⑩金融機関の支援姿勢（財務改善・成長資金の供給方針等）

【活用イメージ】



工場、物流拠点
などの新設・増築



イノベーション創出
に向けた設備の導入



自動化による
革新的な生産性向上

要件 : 100億宣言

- 2次公募からは本補助金申請時に100億宣言がポータルサイトに公表されていることが必要となります。100億宣言の公表に係る手続には、通常2、3週間を要しますので、補助金申請を検討される場合は、お早めに100億宣言を進めて頂きますようお願い申し上げます。

100億宣言
株式会社 百億電機 (製造業)
例



百億電機



主力商品 家電製造

- 本社所在地：大阪府大阪市XX区
- 事業概要：大手家電メーカーのOEM製造およびスマート家電の自社製品の製造・販売
- 常時使用する従業員：54名
(2025年3月時点)
- 現在の売上高：60億円
(2025年3月期)
- 法人番号：1111111111111
- Web : <https://>

企業理念・100億宣言に向けた経営者メッセージ



豊かなカーボンニュートラル社会の実現

百億電機は家電を通じ、ヒトの意図を察して家電が便利に連携する豊かな暮らしを実現し、出力やOn/Offをコントロールすることで社会全体が無理なくカーボンニュートラルに向かう世界を目指します。工場の環境整備や従業員の待遇改善に投資していくことで、仲間である社員を大事にしながらビジョンを達成したいと考えています。

売上高100億円実現の目標と課題

実現目標

2030年の売上高達成に向け、OEM製造の堅実な成長とともに、自社製品販売で年率20%程度の成長を目指す。



年	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
売上高 (億円)	60	65	70	76	83	91	100	110	122	135	150

課題

- ・デザイン性の高い自社企画製品の設計・生産
- ・スマートホーム標準規格への準拠や連携機能の強化に向けたシステム開発力の強化
- ・海外、特に韓国/台湾エリアの市場開拓

売上高100億円実現に向けた具体的措置

目指す成長手段

- ・企画におけるUXデザインやサービスデザイン手法の導入
- ・設備投資による自社企画製品の製造ライン拡大
- ・スマートホーム関連開発の内製化
- ・韓国/台湾への展示会出展や卸との協業による販売先開拓

実施体制

- ・社長直轄でのUX部署、ソフトウェア部署の立ち上げと、部長級人材を新規に雇用(26年内目標)
- ・東南アジア向け越境EC企業やジェグテックを活用した海外販売パートナーシップの拡大
- ・深圳への新たなR&Dや製造体制の立ち上げ

要件：賃上げ要件

- 補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「従業員（非常勤含む。以下同じ。）1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度の3事業年度後（最終年度）の「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）（以下、「基準率」という。）以上であることが必要です。
- 具体的には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります。
 ※当該「従業員の1人当たり給与支給総額」の基準を満たした上で、「給与支給総額」か「従業員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。申請後の変更は出来ません。

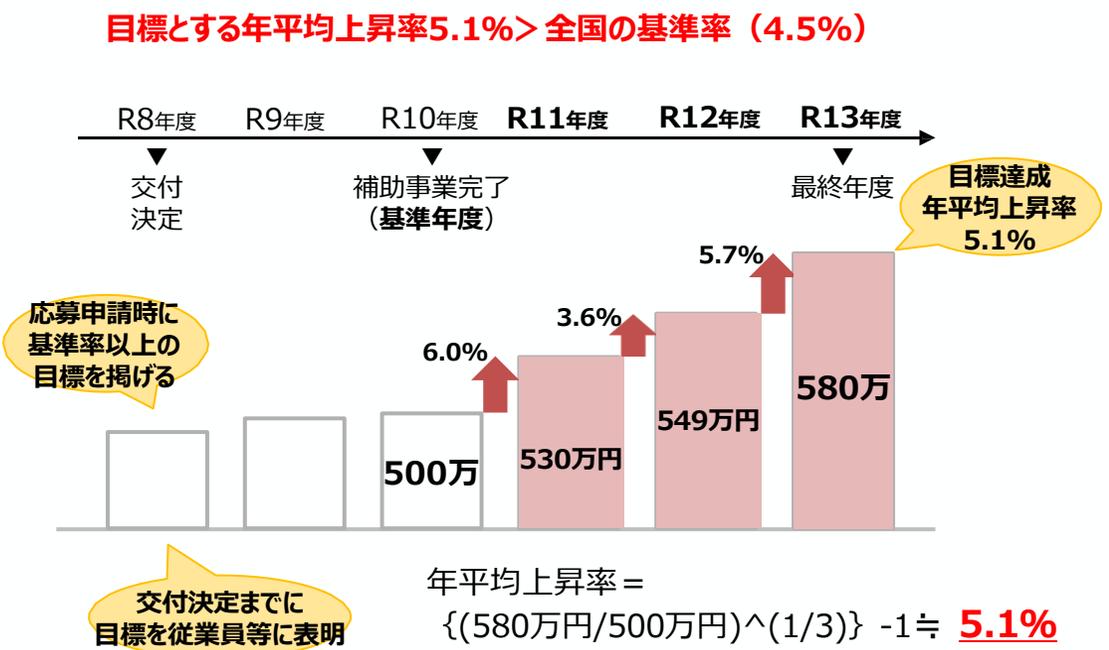
計算式

$$\text{年平均上昇率目標} = \{ (A / B) ^ C \} - 1 \geq \text{基準率}$$

A : 最終年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
 B : 基準年度の「給与支給総額」又は「1人当たり給与支給総額」
 C : 1/3

事例

1人当たり給与支給総額を選んだ場合



注意

補助金返還となる場合

- ① 交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合
- ② 基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合
 ※「給与支給総額」を目標に掲げた場合、基準年度の「給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「給与支給総額」を下回っている場合も同様
- ③ 応募申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還）
- ④ 「給与支給総額」を目標として掲げた場合に、基準年度と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）を下回った場合（未達成率に応じて返還）
 ※「給与支給総額」の目標も達成できなかった場合、未達成率の大きな指標に応じて返還
 ※天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く
 ※補助金返還となった場合も事業者名は公表しない

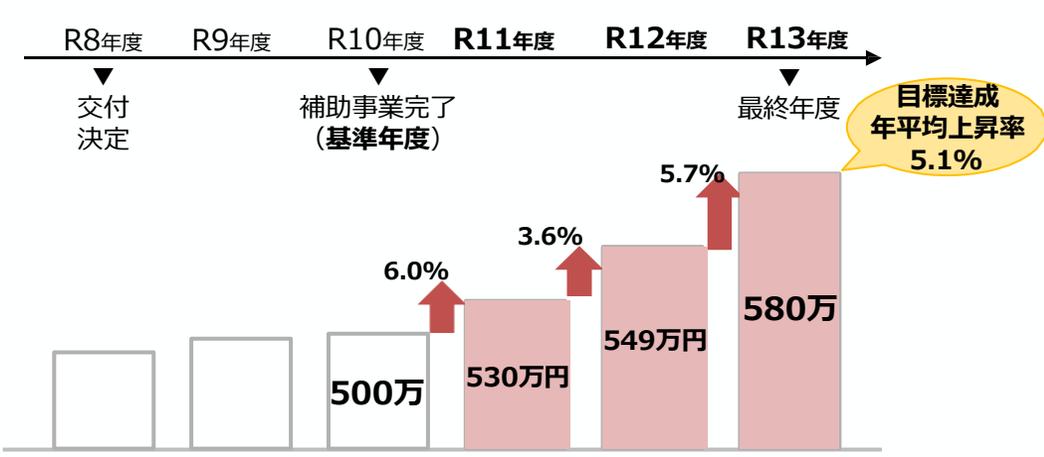
(参考) 賃上げ目標として給与支給総額を選択した場合

- 賃上げ目標として「給与支給総額」を選択した場合、
 - ①基準年度と比較した、最終年度における「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が基準率（4.5%）以上であること、
 - ②基準年度と比較した、最終年度における「給与支給総額」の年平均上昇率が応募申請時の目標以上であることの両方の達成が必要です。
- 賃上げ目標として「給与支給総額」を選択した場合でも、基準年度と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）を下回った場合は未達成率に応じて補助金返還となります。「給与支給総額」の目標も達成できなかった場合は、未達成率の大きな指標に応じて補助金返還となります。

事例 賃上げ目標として給与支給総額を選択した場合

①「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が基準率以上

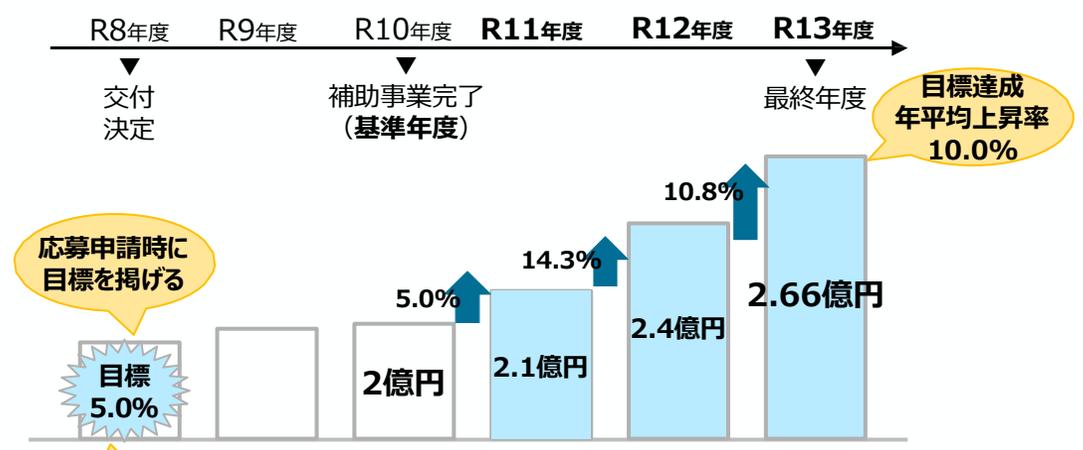
基準年度と比較した、最終年度における従業員の1人当たり給与支給総額の年平均上昇率が**5.1%** > 基準率 (4.5%)



年平均上昇率 = $\{(580万円/500万円)^{(1/3)} - 1\} \div 3 \div 100 \approx 5.1\% > 基準率4.5\%$

②「給与支給総額」の年平均上昇率が応募申請時の目標以上

基準年度と比較した、最終年度における給与支給総額の年平均上昇率が**10.0%** > 応募申請時の目標**5.0%** (例)



年平均上昇率 = $\{(2.66億円/2億円)^{(1/3)} - 1\} \div 3 \div 100 \approx 10.0\% > 目標5.0\%$

補助対象経費

項目	詳細	備考
1 建物費	専ら補助事業のために使用される事務所、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、倉庫その他事業計画の実施に不可欠と認められる建物の建設、増築、改修、中古建物の取得に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産設備等の導入に必要な「建物」、建物と切り離すことのできない「建物附属設備」、及びその「付帯工事（土地造成含む）」は対象 ・建物の単なる購入や賃貸、土地代、建物における構築物（門、塀、フェンス、広告塔等）、撤去・解体費用は対象外
2 機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> ① 専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）の購入、製作、借用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕、据付け又は運搬に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」は対象 ・「構築物」、「船舶」、「航空機」、「車両及び運搬具」は対象外 ・事業者とリース会社が共同申請をする場合には、機械装置又はシステムの購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能
3 ソフトウェア費	<ul style="list-style-type: none"> ① 専ら補助事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システム等の購入・構築、借用、クラウドサービス利用に要する経費（単価100万円（税抜き）以上のものに限る） ② ①と一体で行う、改良・修繕に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パソコン・タブレット端末・スマートフォンなどの本体費用」は対象外 ・販売を目的としたソフトウェア構築は対象外
4 外注費	補助事業遂行のために必要な加工や設計、検査等の一部を外注（請負・委託）する場合の経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	<ul style="list-style-type: none"> ・「事業計画の作成に要する経費」、「外注先が機械装置の設備やシステム等を購入する費用」、「外部に販売・レンタルするための量産品の加工を外注する費用」は対象外
5 専門家経費	補助事業遂行のために依頼した専門家に支払われる経費 ※4及び5の合計額は、1～3の合計経費未満	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の遂行に専門家の技術指導や助言が必要である場合の専門家に依頼したコンサルティング業務や旅費等の経費が対象 ・「事業計画の作成に要する経費」は対象外

審査基準

経営力

- ①将来の売上高100億円（あるいは更なる成長）に向けた中長期的なビジョンや計画を有しているか。その上で、補助事業期間を含む今後5年程度について、経営者の明確なシナリオとともに事業戦略が論理的に構築され、その中で当該補助事業が効果的に組み込まれているか。事業戦略は、自社の成長余力、変化余力を最大限伸張り、従前よりも一段上となる成長を目指した企業の行動変容が示されたものとなっているか。
 - ✓ 高い売上高成長率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、それを実現できる事業戦略（当該補助事業を含む）となっているか。
 - ✓ 高い付加価値増加率（補助事業期間を含む今後5年程度）が示されるとともに、当該補助事業や省力化等の取組により労働生産性の抜本的な向上が図られるなど、当該付加価値増加率を達成できる計画となっているか。
 - ✓ 企業の収益規模に応じたリスクをとった投資となっているか（売上高における設備投資額（当該補助事業を含む）の比率が高い水準であるか）。
- ②投資により創出された利益を賃金として従業員へ還元する賃上げの計画が具体的かつ妥当であり、持続的なものとなっているか。
- ③市場や顧客動向を始めとした外部環境、経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）等にかかる強み・弱みの内部環境を分析した上で、当面の事業戦略が論理的に構築され、補助事業が効果的に組み込まれているか。
 - ✓ 本補助事業により提供される商品・サービスのユーザ、市場及びその規模が明確で、市場ニーズの有無の検証などがなされているか（先行投資の取組、事業化可能性調査、テストマーケティング等）。
 - ✓ 競合他社の製品・サービスを分析した上で、自社の優位性や特性が確保できる差別化された計画となっているか。
- ④適切な成果目標等が示され、その達成に向けて効率的に管理する体制が構築されているか。
- ⑤コンソーシアム形式の場合には、連携の意義・目的が明確であり、相乗効果が見込まれるか。

波及効果

- ⑥域内仕入の拡大や地域における価値創造などに資する事業であるか。例えば、川上の調達先・川下の販売先をはじめサプライチェーンを通じた波及効果がある事業か、ものづくりの高度化やイノベーションの創出など産業競争力を強化し新たな価値創造に資する事業であるか、地域資源の積極的な活用などを通じ地域の経済成長を力強く牽引する事業であるか等。
- ⑦下請取引先等に対する適切な取引姿勢、自然災害や感染症、サプライチェーン寸断等に対するレジリエンス、知的財産の保護や重要技術の流出防止など経済安全保障の確保、女性活躍や仕事と子育ての両立などに配慮した職場環境整備など、地域のモデル企業としての取組を進めているか。

※例えば地域未来牽引企業、健康経営優良法人、パートナーシップ構築宣言、事業継続力強化計画、えるぼし認定、くるみん認定等を取得している場合は審査の参考とさせていただきます（取得は必須ではありません）。

実現可能性

- ⑧計画を実施可能な経営体制が構築されており、早期に投資が実行され、確実に効果が得られると見込まれるか。
- ⑨補助事業を適切に遂行できる財務状況が十分に確保されているか（ローカルベンチマークによるスコアリング）。
- ⑩金融機関のコミットメントが得られているか（確認書を発行した金融機関が適切に与信管理を行い財務基盤の改善・強化を進めるとともに、将来性・事業性を適切に評価し、成長資金の供給や増加運転資金に対応していく姿勢があるか等）。

今後の主なスケジュールについて

1月下旬	公募説明会（動画配信） ※全国各地で開催予定の経営者ネットワークの場合でも加速化補助金の説明や参考情報を提供させていただきます。詳しくは100億企業成長ポータルをご確認ください。
2月24日（火）	2次公募 申請受付開始
3月26日（木）	2次公募 締切
5月下旬	1次審査結果の公表

※ 資料提出後、公募締切前に資料を再提出したい場合は、**必ず公募締め切りの2営業日前の17時まで**に、**事前に事務局へ問い合わせた上で、所定の手続きにより再提出してください。**
（事前に事務局への連絡が無い場合は、最初に提出された書類をもって審査いたします。）

6月22日（月） ～7月10日（金）	プレゼンテーション審査（申請企業の経営者等が出席）
7月下旬以降	採択結果の公表（以降順次、交付決定）

2次公募が終了次第、夏頃を目途に3次公募を実施予定。

※ 本事業に関する個別のお問い合わせについては、事務局にて対応させていただきます。

【事務局連絡先】

- ・電話番号 : 0570-07-4153 （IP電話等からのお問い合わせ：03-4446-4307）
営業時間 平日10:00-17:00（土曜、日曜、祝日、年末年始を除く）
- ・質問受付フォーム : <https://ksk2025.f-form.com/inquiry>

【注意】スケジュールは、現時点での目安であり、今後変更となる場合があります。最新の情報は100億企業成長ポータルをご確認ください。



ものづくり・商業・サービス 生産性向上促進補助金

あくまでも概要版になりますので、必ず、[第23次公募要領](#)をご確認の上で申請してください。

<p>お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで</p> <p>受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）</p> <p>電話 050-3821-7013</p> <p>メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info 電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp</p>	<p>本補助金の詳細は事務局HPをご覧ください</p> <p>https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html</p>	<p>ものづくり補助金 総合サイト</p> 
--	--	---

ものづくり補助金の目的

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は、
中小企業者等が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応する
ため、生産性向上に資する、**革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行う事業のために必要な設備投資等**に要する
経費の一部を補助する事業を行うことで、中小企業者等の生産性向上を促進し経済活性化を実現することを目的とします。

**会社全体の事業計画に沿い、補助事業を遂行の上、
事業計画期間において付加価値額や従業員の賃金等を
増加させる事業者を支援します。**

公募申請受付期間

- 公募開始 : 2026年2月6日 (金)
- 電子申請受付 : 2026年4月3日 (金) 17:00～
- 申請締切 : 2026年5月8日 (金) 17:00 **【厳守】**
- 採択公表 : 2026年8月上旬頃予定

補助対象者

日本国内に補助事業の実施場所を有している*

* グローバル枠のうち、海外への直接投資に関する事業を行う場合は、海外にも補助事業の実施場所を有していることが必要

【補助事業の実施場所とは】
補助対象経費となる機械装置等を設置する場所、又は格納、保管等により主として管理を行う場所をいいます。

常時使用する従業員の数が1人以上

【常時使用する従業員とは】
中小企業基本法上の常時使用する従業員をいい、労働基準法第20条の規程に基づく「解雇の予告を必要とする者」をいいます。

以下A)~E)のいずれかに該当する者

- A) 中小企業者
- B) 小規模企業者・小規模事業者
- C) 特定事業者の一部
- D) 特定非営利活動法人
- E) 社会福祉法人

補助対象者外となる事業者

- 本補助金の申請締切日を起点にして、**16ヶ月以内に以下の補助金の補助金交付候補者として採択された事業者**（採択を辞退した事業者をく）、又は**申請締切日時点において以下の補助金の交付決定を受けて補助事業実施中の事業者**
 - ✓ 中小企業新事業進出補助金
 - ✓ 中小企業等事業再構築促進補助金
 - ✓ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 申請締切日時点において、第22次締切以前の「ものづくり・商業・サービス生産性向上補助金」の交付決定を受けたにもかかわらず、**「事業化状況・知的財産権等報告書」を未提出の事業者**
- みなし大企業、みなし同一事業者 等

事業概要

予算額

令和6年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」3,400億円の内数

基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率+3.5%以上増加
- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画を公表」等（従業員21名以上の場合のみ）の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとします。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、**事業成果を確認**します。
 ※基本要件等が未達の場合、**補助金返還義務**があります。

大幅な賃上げに取り組む事業者のみなさまには、**補助上限額を100～1,000万円上乘せ**します。

- ※大幅な賃上げ：(1)1人あたり給与支給総額の年平均成長率+6.0%以上増加
(2)事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※各申請枠の補助上限額に達していない場合、常時使用する従業員がいない場合、再生事業者、最低賃金引上げに係る補助率引上げの特例事業者については適用不可。
- ※上記(1)(2)のいずれか一方でも未達の場合、**補助金返還義務**があります。

最低賃金の引き上げに取り組む事業者のみなさまには、**補助率を2/3に引き上げ**ます。

- ※最低賃金の引き上げに取り組む事業者：指定する一定期間において、3か月以上改定後の地域別最低賃金未済で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者
- ※小規模企業・小規模事業者、再生事業者は除きます。

事業の流れ

公募開始～採択

交付決定～補助事業実施

終了後～

公募開始
公募締切交付候補
決定交付申請
交付決定補助事業
開始実績報告
確定検査補助金額
確定事業化
状況報告

2月6日（金）より第23次公募開始。4月3日（金）に申請開始、5月8日（金）に申請締切予定。
 次年度以降については、新事業進出・ものづくり補助金として公募を予定

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外事業の実施による国内の生産性向上
補助上限	750万円～2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	

お問い合わせはものづくり補助金事務局サポートセンターまで

受付時間 10:00～17:00（土日祝および12/29-1/3を除く）

電話 050-3821-7013

メール 公募要領について : kakunin@monohojo.info
 電子申請システムについて : monodukuri-r1-denshi@ml.nsw.co.jp

本補助金の詳細は
事務局HPをご覧ください<https://portal.monodukuri-hojo.jp/otoiawase.html>ものづくり補助金
総合サイト

*詳細は公募要領を確認ください。

(ご参考)

ものづくり商業サービス省力化・革新的開発・新事業・海外展開促進事業

2,960億円 (中小企業等事業再構築促進基金を活用 令和7年に再編)

中小企業庁 経営支援部
イノベーションチーム

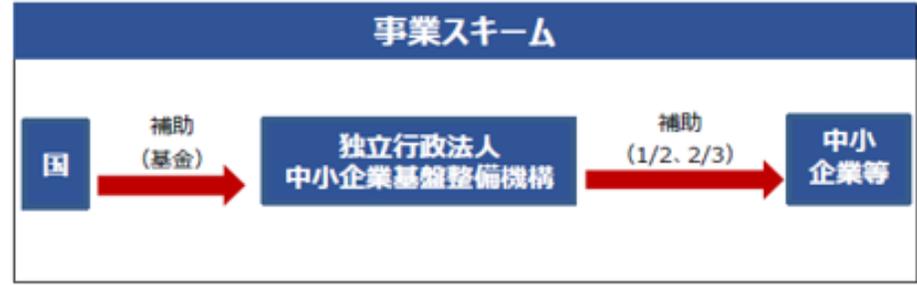
事業の内容

事業目的
中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするために、中小企業等の革新的製品・サービス開発や海外を含む新市場への進出等に係る設備投資等を支援するとともに、人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援する。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、質上げにつなげることを目的とする。

事業概要
(1) 新事業進出・ものづくり補助金
中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する。

(2) 中小企業省力化投資補助金
①カタログ注文型
清掃ロボット、自動券売機、スチームコンベクションオープン、無人搬送車等の人手不足解消に効果がある汎用製品を「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある省力化投資を促進する。

②一般型
業務プロセスの自動化・高度化やロボット生産プロセスの改善、デジタルトランスフォーメーション(DX)等、中小企業等の個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資を促進する。



枠・類型、補助上限額、補助率

	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
新事業進出・ものづくり補助金	革新的新製品・サービス枠	5人以下 750万円 (850万円) 6~20人 1,000万円 (1,250万円) 21~50人 1,500万円 (2,500万円) 51人以上 2,500万円 (3,500万円)	1/2、小規模・再生2/3 ※最低賃金引上げ特別：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）
	新事業進出枠	20人以下 2,500万円 (3,000万円) 21~50人 4,000万円 (5,000万円) 51~100人 5,500万円 (7,000万円) 101人以上 7,000万円 (9,000万円)	1/2 ※最低賃金引上げ特別：補助率を2/3に引上げ
省力化投資補助金	グローバル枠		2/3
	カタログ注文型	5人以下 500万円 (750万円) 6~20人 750万円 (1000万円) 21人以上 1,000万円 (1,500万円)	1/2
	一般型	5人以下 750万円 (1,000万円) 6~20人 1,500万円 (2,000万円) 21~50人 3,000万円 (4,000万円) 51~100人 5,000万円 (6,500万円) 101人以上 8,000万円 (1億円)	1/2、小規模・再生 2/3 ※最低賃金引上げ特別：補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者は除く。）

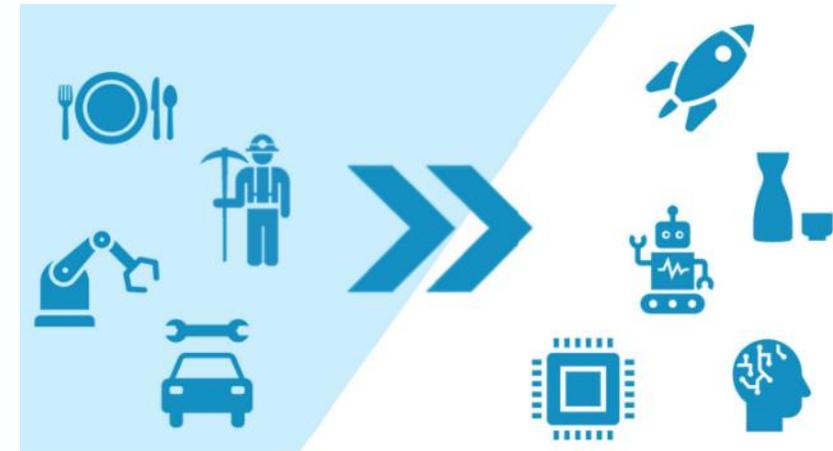
- 既存の事業とは異なる、**新市場・高付加価値事業への進出**にかかる設備投資等を支援します。

【概要】

項目	内容	
1 補助上限	従業員数20人以下	2,500万円 (3,000万円)
	従業員数21～50人	4,000万円 (5,000万円)
	従業員数51～100人	5,500万円 (7,000万円)
	従業員数101人以上	7,000万円 (9,000万円)
	補助率1/2 ※補助下限750万円※上記カッコ内の金額は一定の賃上げを行う場合	
2 事業期間	交付決定から14か月 (採択発表から16か月以内)	
3 対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等	
4 要件	①当該中小企業等にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること	
	②付加価値額 年平均成長率4.0%以上	
	③賃上げ 給与支給総額年平均成長率2.5%以上など	
	④事業場内最低賃金 地域別最賃+30円以上の水準等	
5 対象経費	機械装置費・システム構築費、建物費 等	

【活用イメージ】

- ✓ 機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦
- ✓ 医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出



第3回公募申請受付中 (～3/26)

【問合せ先・詳細】

事務局HP : <https://shinjigyou-shinshutsu.smrj.go.jp/>

新事業進出要件の概要

- 新事業進出要件は、「製品等の新規性要件」、「市場の新規性要件」、「新事業売上高要件」の3つです
- 新事業進出要件を満たすためには、以下3要件全てを満たす事業計画を策定する必要があります

	要件	要件の概要	ご説明いただく事項
新事業進出要件	製品等の新規性	製造する製品、提供する商品・サービス等が 新規性を有する*1	過去に製造等した実績がない製品等の製造等に取り組むこと
	市場の新規性	製造する製品、提供する製品・サービスの属する市場が 新たな市場*2である	既存事業と新規事業の顧客層が異なること
	新規事業売上高	<p>新たな製品の売上高が 総売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上</p> <p>または</p> <p>直近の事業年度売上高が10億円以上かつ新規事業を行う部門の売上高が3億円以上の場合、新規事業の売上高が当該事業部門の 売上高の10%以上 or 付加価値額の15%以上</p>	左記の要件を満たす収支計画とその算定根拠及び、それらを達成するための取組について

新事業進出要件については、公募要領・新事業進出指針等を必ずご参照ください。

*1 事業を行う中小企業等にとって、事業により製造等する製品等が、新規性を有するものであること

*2 事業を行う中小企業等にとって、既存事業において対象となっていなかったニーズ・属性を持つ顧客層を対象とする市場

<カタログ注文型>

令和8年3月19日に制度変更があります。詳細は補助金事務局HPをご確認ください。
 補助金事務局HP： <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

- 「製品カタログ」に事前に登録された製品から選ぶ形で、**簡易で即効性のある省力化投資を支援します。**

補助率・補助上限額等

補助率 1 / 2

省力化製品を対象製品のリスト（カタログ）から選んで導入し、販売事業者と共同で「労働生産性年平均成長率3%向上」を目指す事業計画に取り組むものを対象とします。

従業員数	これまで	改定後
5人以下	200万円 (300万円)	500万円 (750万円)
6~20人以下	500万円 (750万円)	750万円 (1000万円)
21人以上	1,000万円 (1,500万円)	1,000万円 (1,500万円)

()内は大幅な値上げを行う場合

補助対象の例

※150以上の製品カテゴリが存在（2026年3月時点）



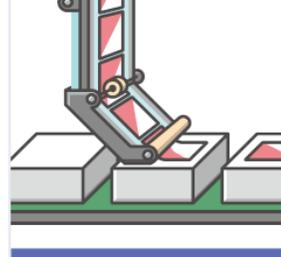
清掃ロボット



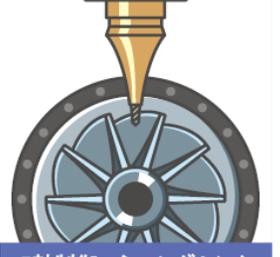
券売機



無人搬送車 (AGV・AMR)



オートラベラー



5軸制御マシニングセンタ



スチームコンベクションオーブン

＜一般型＞

- **個別の現場や事業内容等に合わせた設備導入・システム構築等の多様な省力化投資**を支援。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成、3か月程度の審査を経て交付決定。

補助率・補助上限額等

従業員数	補助率	補助上限額	大幅な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6~20名		1,500万円	2,000万円
21~50名		3,000万円	4,000万円
51~100名	小規模・再生 2/3	5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

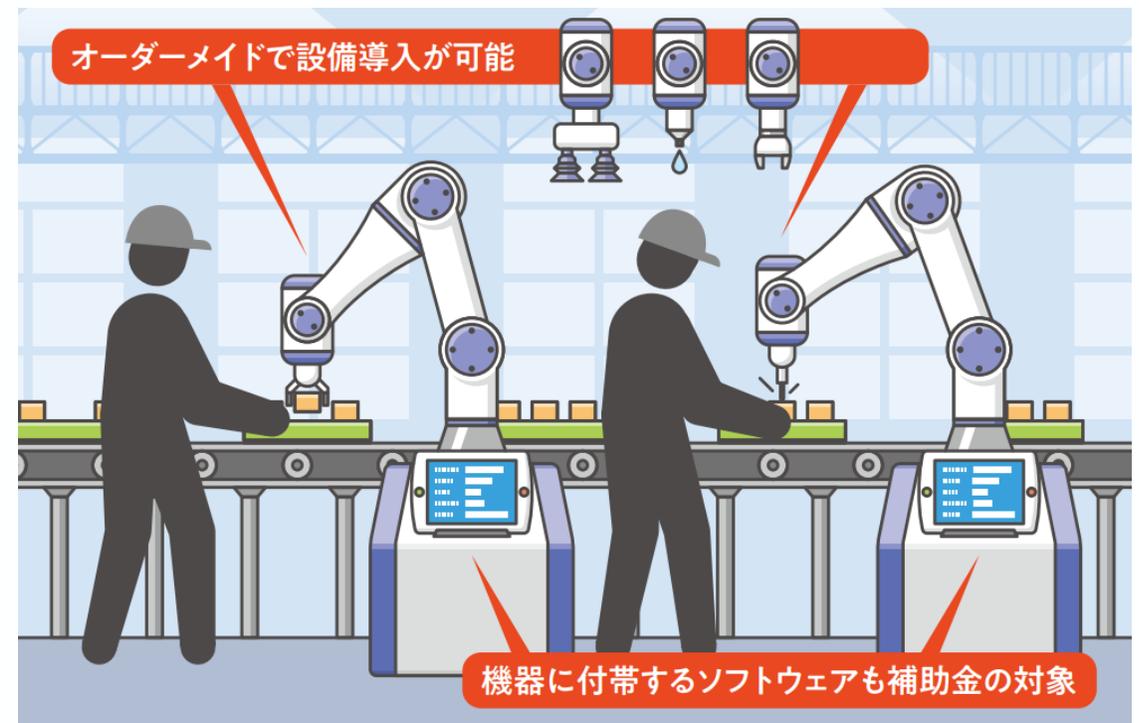
補助上限額がアップする【大幅賃上げ特例】の適用要件

①1人当たり給与と支給総額の年平均成長率+6%以上増加 ②事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
※最低賃金引上げ特例事業者は除く。※上記①、②のいずれか一方でも未達の場合、各申請枠の従業員規模別の補助上限額との差額について補助金を返還。

補助率が2/3にアップする【最低賃金引き上げ特例】の適用要件

2024年10月から2025年9月までの間で「当該期間における地域別最低賃金以上～2025年度改定の地域別最低賃金未満」で雇用している従業員が全従業員数の30%以上である月が3か月以上あること。
※小規模・再生事業者は除く。

補助対象のイメージ



【問合せ先・詳細】
 補助金事務局HP：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

<事例①> 松月堂菓子店（福島県）

業種 生菓子製造業

従業員数 3人

資本金 -

- **会社概要**：昭和元年創業の、白ささぎ餡のきんとんまんじゅうを名物とした菓子店
- **導入設備**：スチームコンベクションオーブン
- **省力化効果**：マカロン焼成業務を2時間（1人）⇒1時間（1人）に短縮、空いた時間にSNS発信を行い新規受注獲得に繋げる
- **事業者の声**：
 - 補助金申請→製品導入→補助金振込までの流れが迅速だった。
 - 販売事業者が製品搬入時に丁寧にサポートしてくれた。



導入した
スチームコンベクションオーブン

<事例②> 城山工業株式会社（神奈川県）

業種 製造業

従業員数 272人

資本金 4,200万円

- **会社概要**：トラックや乗用車のプレス部品製造メーカー、プレス製品の新技术開発等にも取り組む
- **導入設備**：無人搬送車（AGV・AMR）
- **省力化効果**：部品運搬業務を2人⇒1人に削減、空いた時間に別業務に従事
- **事業者の声**：
 - 補助金がなければ、なかなか購入に踏み切れなかった。今後は導入数を増やしたい。
 - 販売事業者の申請対応が迅速で助かった。自社側の申請手続きも簡単で、時間をほぼ取られなかったことも良かった。



導入した
無人搬送車

- **商工会・商工会議所の経営指導員の伴走支援を受けながら、事業者自らが策定した経営計画に基づき行う販路開拓等**の取組を支援します。

【概要】

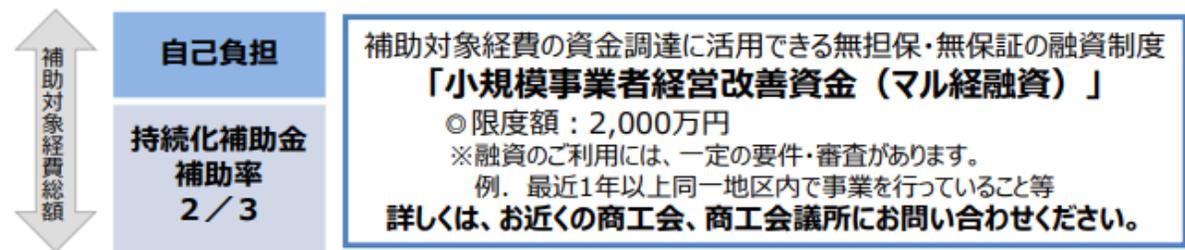
項目	内容
1 補助上限	50万円（補助率2/3） ※特例を活用した場合は最大で250万円。 ※賃金引上げ特例活用事業者のうち赤字事業者については補助率が上がります。
2 事業期間	1 2 か月程度（今後変更の可能性あり）
3 対象者	小規模事業者 （従業員が商業・サービス業（宿泊業娯楽業を除く）の場合5人以下、製造業又はそれ以外の業種の場合20人以下）
4 要件	商工会・商工会議所の経営指導員による伴走支援 ※地域の商工会・商工会議所が発行する「事業支援計画書」の添付が必要です。
5 対象経費	機械装置等費、展示会出展費、新商品開発費 等
6 その他	補助事業実施中や終了時において、商工会・商工会議所の経営指導員から助言等の支援を受けることができます。

※内容は変更となる可能性がございます

【活用事例】

- ✓ 観光ぶどう農園を有する喫茶店において、フリーズドライ製品の洗練されたパッケージデザインやリーフレットを作成し、高級スーパー等への**商談に活用**し、新たな販路を開拓。
- ✓ 醤油製造業者が、事前の**テストマーケティング**を実施の上、新たな原材料に対応した**機械装置を導入**するなどして、**新商品を開発**。海外向け**展示会に出展**し、新規顧客を獲得。

【関連融資制度】



令和8年1月28日：公募要領公開
令和8年3月6日～4月30日：公募申請受付

【問合せ先・詳細】

商工会地区：：https://www.jizokukanb.com/jizokuka_r6h/
商工会議所地区：：<https://r6.jizokukahojokin.info/>

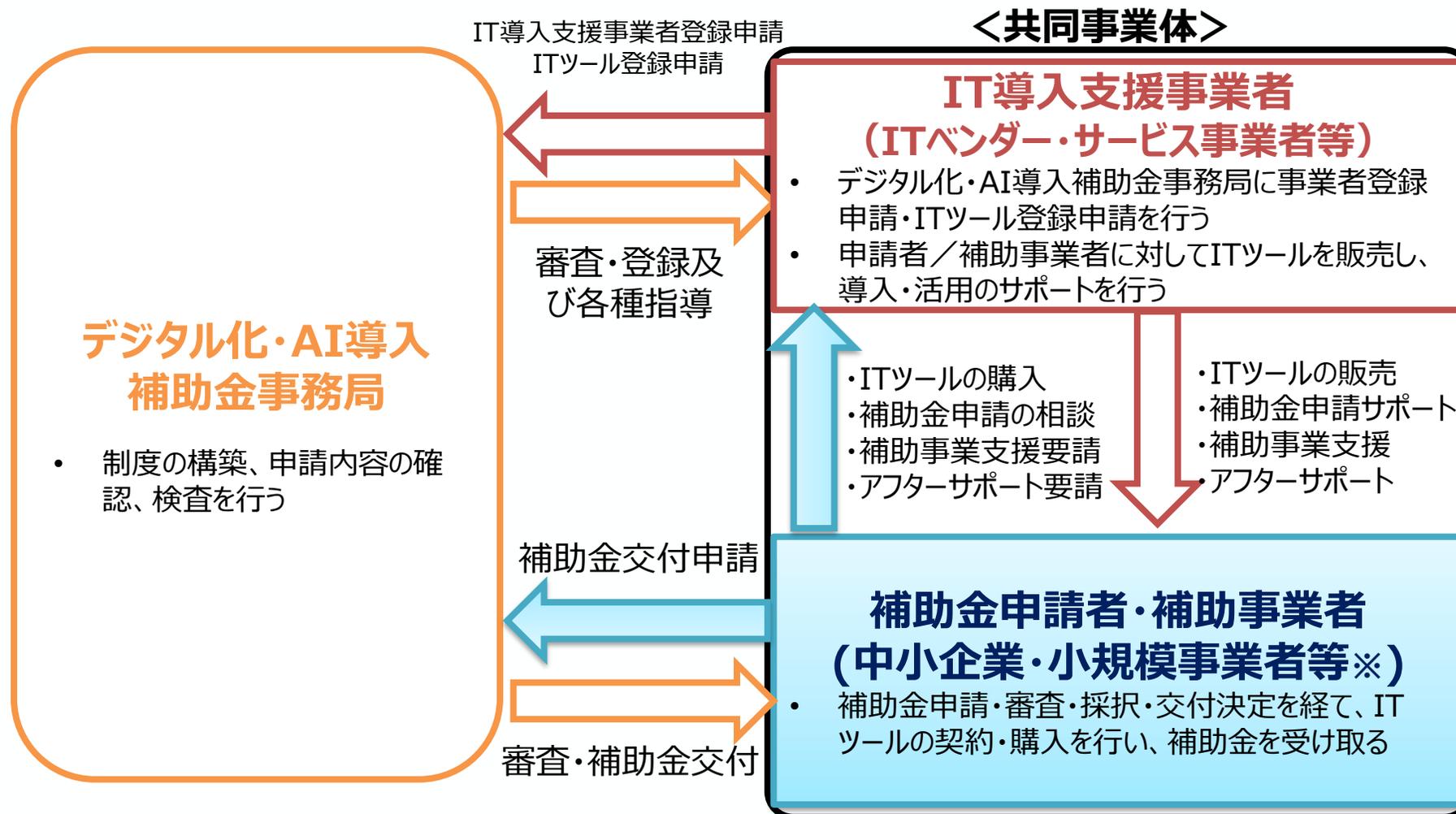
「デジタル化・AI導入補助金2026」の概要（令和7年度補正）

- デジタル化・AI導入補助金は、中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援する補助金。
- 令和7年度補正予算分からは、「デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）」と名称を変更。

	通常枠	複数者連携 デジタル化・AI導入枠	インボイス枠		セキュリティ 対策推進枠
			インボイス対応類型	電子取引類型	
活用イメージ	ITツールを導入して、業務効率化やDXを推進	商店街など、複数の中小・小規模事業者で連携してITツール等を導入	ITツール等を導入して、インボイス制度に対応	発注者主導でITツールを受注者に共有し、取引先のインボイス対応を促す	サイバーセキュリティ対策を進める
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料（最大2年分）、導入関連費（保守運用やマニュアル作成等のサポート費用と、IT活用の定着を促す導入後の“活用支援”）も対象		クラウド利用料（最大2年分）		サイバーセキュリティお助け隊サービス利用料（最大2年分）
補助上限	ITツールの業務プロセスが1～3つまで： 5万円～150万円 4つ以上： 150万円～450万円	ハードウェア購入費 (a)インボイス枠対象経費：同右 (b)消費動向等分析経費：50万円×グループ構成員数 (a)+(b)合わせて3,000万円まで (c)事務費・専門家費：200万円	ITツール： 1機能：～50万円 2機能以上：～350万円 PC・タブレット等： ～10万円 レジ・券売機等： ～20万円	～350万円	5万円～150万円
補助率	中小企業：1/2 最低賃金近傍の事業者：2/3 (令和6年10月から令和7年9月の間で3か月以上、令和7年度改定の地域別最低賃金未滿で雇用していた従業員数が全従業員の30%以上であることを示した事業者。)	(a)インボイス枠対象経費：同右 (b)・(c)：2/3	～50万円以下：3/4 (小規模事業者：4/5) 50万円～350万円：2/3 ハードウェア購入費：1/2	大企業：1/2 中小企業：2/3	中小企業：1/2 小規模事業者：2/3

補助スキーム

- 補助金申請者（中小企業・小規模事業者等）は、デジタル化・AI導入補助金事務局に登録された「IT導入支援事業者」（ITツールを提供するベンダー）からのサポートを受けて申請する。



令和7年度補正における変更点

■ 補助金名称の変更

中小企業・小規模事業者における生産性向上の実現に向け、ITツールの導入にとどまらず、より踏み込んだデジタル化の推進及びAIの活用が重要であることを広く周知する観点から、補助金の名称を「デジタル化・AI導入補助金」に変更。

■ 2回目以降の申請に係る申請要件の追加

IT導入補助金2022からIT導入補助金2025の間に交付決定を受けた事業者に対して、以下の要件を全て満たす、交付申請時点の翌事業年度以降3年間の事業計画を策定し、実行すること及び事業実施効果の報告を行うことを申請要件に追加。「要件未達」、「効果報告未提出」の場合は補助金の額の全部または一部返還となる。

- ①事業計画期間において、1人当たり給与支給総額（非常勤を含む全従業員）の年平均成長率を日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5パーセント以上向上させること。
- ②交付申請時点で賃金引上げ計画を従業員に表明していること

■ AI機能を有するツールを明確化

- ・ ITツール検索において、AI機能を有するツールの絞り込みが可能
- ・ ITツール検索において、AI機能を有するツールにAIツールであることを明記

※IT導入支援事業者により、当該ツールがAI機能を有するとして申請された場合のみ対象

（参考）

<補助金の活用例>

通常枠

・タイムカードによる勤怠管理のため、オフィスに出社してからの現場移動、帰社してからの退勤が必要だったところ、「勤怠・労務管理ツール」の導入により出先からの打刻が可能に。これにより、**残業時間が3割削減、人事担当の作業効率も大幅アップ！**

インボイス枠

・インボイス発行の作業を効率化するため、「会計ツール」を導入。
経理担当が手作業で行っていた出納管理が自動化され、バックオフィスの効率が全体的に向上。

<今後のスケジュール>

中小企業デジタル化・AI導入支援事業
事務局ポータルサイト

・通常枠、インボイス枠（インボイス対応類型、電子取引類型）、セキュリティ対策推進枠 ・複数者連携デジタル化・AI導入枠

第1次申請締切日	5月 12日	第1次申請締切日	6月 15日
第2次申請締切日	6月 15日	第2次申請締切日	8月 25日
第3次申請締切日	7月 21日		
第4次申請締切日	8月 25日		



応募方法等の詳細は
こちらからご確認ください

概要 (省エネ・非化石転換補助金 令和7年度補正予算額675億円)

- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、工場全体の省エネ (I)、製造プロセスの電化・燃料転換 (II)、リストから選択する機器への更新 (III)、エネルギーマネジメントシステムの導入 (IV) の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- 令和7年度補正より、GXⅢ類型を創設するとともに、サプライチェーンで連携した取組等への支援を強化する。

<p>(I) 工場・ 事業場型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場全体で大幅な省エネを図る取組みに対して補助 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大) 等 補助上限額：15億円 等 <p>※サプライチェーン連携枠を創設</p>	<p>【平釜】  → 【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用  </p> <ul style="list-style-type: none"> 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業場全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
<p>(II) 電化・ 脱炭素 燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 補助率：1/2 等 補助上限額：3億円 等 <p>※水素対応設備への改造等を補助対象に追加</p>	<p>【キューボラ式】※コークスを使用  → 【誘導加熱式】※電気を使用 </p>
<p>(III) 設備 単体型</p>	<ul style="list-style-type: none"> リストから選択する機器への更新を補助 補助率：1/3 等 補助上限額：1億円 等 <p>※トップ性能枠では、新設も対象に追加 (GXⅢ類型創設)</p>	<p>【業務用給湯器】  【高効率空調】  【産業用モータ】 </p>
<p>(IV) EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> EMS (エネルギーマネジメントシステム) の導入を補助 補助率：1/2 (中小) 1/3 (大) 補助上限額：1億円 	<p>【見える化システムによるロス検出】  【AIによる省エネ最適運転】 </p>

強化①GXⅢ類型の創設

- 光熱費等の高騰が進む中で、更なる省エネ対策を進めるためには、これまでの支援策に加えて、
①メーカーに対して、省エネ設備の普及拡大に向けた企業の成長へのコミットを促すとともに
②既存の省エネ水準を大きく超える設備の導入促進が重要であり、
GXⅢ類型を創設し、これらに取り組む企業への支援を強化する。

(GXⅢ類型：メーカー強化枠)

- 現行Ⅲ類型補助対象設備のうち、**GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）に対する今後の方針を定める等、詳細は今後発表）にコミット**するメーカーが製造する設備については、**これまでの予算枠（エネ特予算）とは別枠(GX予算)**にて、**上限額等を増額**した上で、支援を行うこととする。

※従来のⅢ類型に登録された設備は令和7年度補正予算額（エネ特）100億円を活用して公募・採択を実施。GXⅢ類型（メーカー強化枠）に登録された設備については、令和7年度補正予算額（GX予算）550億円の一部（250億円程度を想定）を活用して、公募・採択を実施。

(GXⅢ類型：トップ性能枠)

- 従来支援対象としてきた省エネ水準を大きく超える省エネ性能を有する設備については、**①設備更新における補助率を強化するとともに、②これまで支援対象ではなかった新設についても補助対象**とする。
- なお、GXⅢ類型（トップ性能枠）の対象は、**第三者委員会（執行団体が設置）の意見も確認の上で対象設備を決めること**とし、例えば、「**高い省エネ性能及び波及効果（省エネ導入ポテンシャル）が期待され**」、かつ、「**普及が初期の段階（普及率が低い）**」であり、**今後導入を加速すべき設備であることといった視点で選定**する。なお、普及率に係る情報を入手するため、Ⅲ類型の指定設備の登録時に**メーカーは販売情報を提出**することとする。

事業区分		GX予算		エネ特	
		GXⅢ類型 (GX設備単位型)		現行Ⅲ型 (設備単位型)	
		トップ性能枠	メーカー強化枠		
補助対象 設備		以下の要件 (案) を全て満たす設備。 ①「大きな省エネ性能及び波及効果 (省エネ導入ポテンシャル) が期待され」、かつ、「普及が初期の段階 (普及率が低い) 」であると第三者委員会が認めた設備 ②GX要件 (※1) を満たしたメーカーが製造する設備。 (※3)		現行Ⅲ型補助対象設備のうちGX要件 (※1) を満たしたメーカーが製造する設備 (※3)	省エネ効果の高い特定の設備
新設/更新		新設・更新		更新	
補助率	中小企業	新設 1/5	更新 1/2	1/3	1/3
	大企業				
補助金限度額		3億円		3億円	1億円
補助対象 経費	中小企業	設備費			設備費 (※2)
	大企業				

※1：メーカーに対するGX要件は①次期GXリーグへの参加、②企業の成長 (例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得) につながる今後の方針の策定等、③必要な人材の確保に向けた取組 (例：継続的な賃上げ) を進めること、を課すことを想定。

※2：Ⅲ類型にインバーターの具備も補助対象にする。

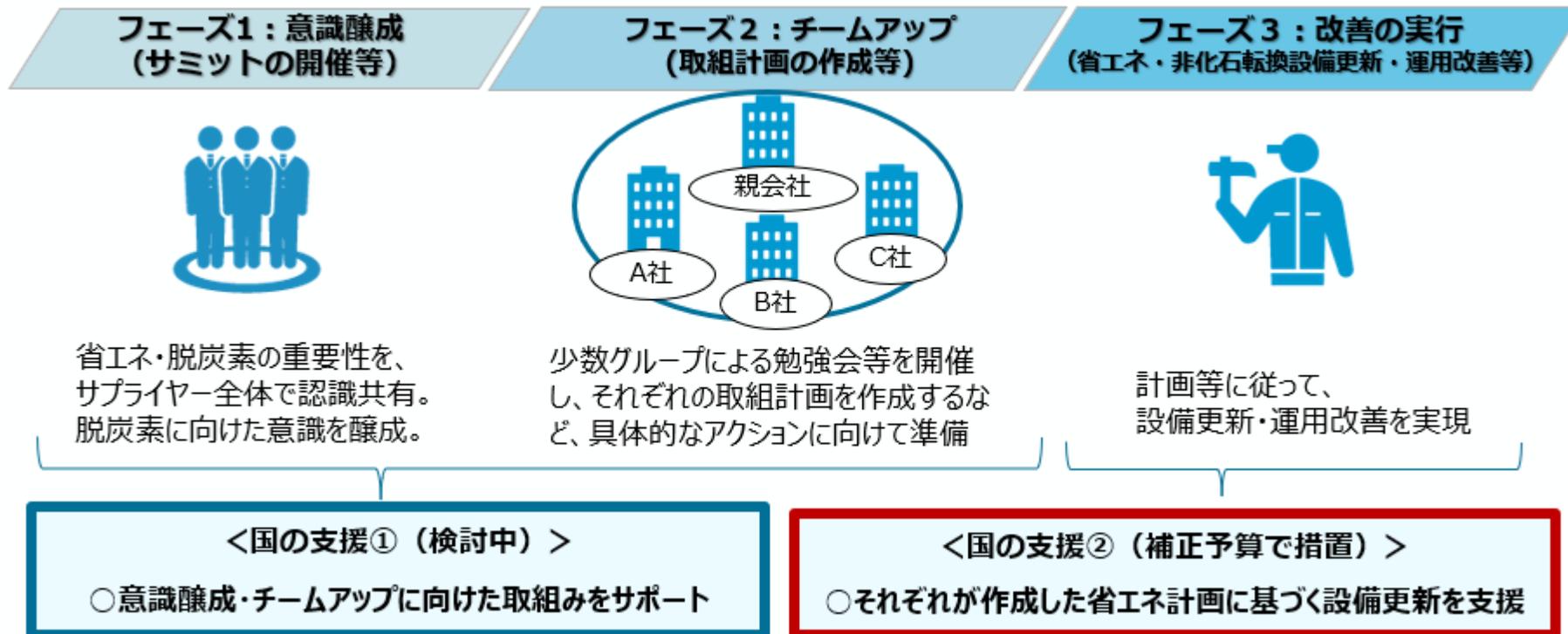
※3：設備更新を行うユーザー側にはGX要件へのコミットは求めない。

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する。

強化②：サプライチェーン連携による省エネ

- 欧州を中心としたサプライチェーン上の脱炭素要請や、金融市場からのScope 3も含めた企業のサステナビリティ情報の開示要請を背景に、サプライヤーとの脱炭素に向けた連携強化に向けた動きが加速しつつある。
- 中小企業が行える脱炭素の取組は、①太陽光発電の導入か、②省エネが中心であり、今後、例えば、下流の大企業が上流の中小企業に知見等を共有するなど、サプライチェーン連携による具体的な省エネ対策の実施が期待される。

<サプライチェーンにおける省エネ連携イメージ>



事業区分		GX予算			
		I型(工場・事業場型)			
補助対象設備		先進枠	一般枠	中小企業投資促進枠	サプライチェーン(SC)連携枠
申請要件		先進性が認められた設備	オーダーメイド設備又はⅢ型指定設備の組み合わせ※設備単位で省エネ効果をみたま		
申請要件		変更なし	変更なし	変更なし	<SC連携事業の申請要件> 以下の全てを満たす者 ①SC上の4者以上で申請 ②GX要件へのコミット
省エネ要件	工場・事業場単位	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 30%以上 ②省エネ量+非化石量 1,000kl以上 ③原単位改善率 15%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 10%以上 ②省エネ量+非化石量 700kl以上 ③原単位改善率7%以上	・以下のいずれかをクリア ①省エネ率+非化石率 : 7%以上 ②省エネ量+非化石量 : 500kl以上 ③原単位改善率 : 5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表(目標は一般枠の効果)	・省エネ率+非化石率 : 1者あたり5%以上 ・上記に加えて、省エネ目標・計画の作成・公表(目標は一般枠の効果) ※補助金交付を受けない幹事企業は含めない
	設備単位	-	オーダーメイド設備を含め設備単位で10%以上		
新設/更新		更新	更新	更新	
補助率	中小企業	更新 2/3	1/2	1/2	1/2
	大企業	更新 1/2	1/3	対象外	1/3
補助金限度額		単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 30億円 (40億円) 連携事業 : 30億円 (40億円)	単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円) 連携事業 : 30億円 (40億円)		単年度 : 15億円 (20億円) 複数年度 : 20億円 (30億円)
補助対象経費	中小企業 大企業	設計費・設備費・工事費			

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する

強化③ : 水素対応設備等への支援強化

- 一部メーカーにおいて、追加的なカスタマイズで水素対応に変更できる都市ガス設備など将来的に水素に対応できる設備（水素Ready設備）や導入時点で水素を使用できる設備（以下「水素対応設備」という。）の導入が開始している。
 ※ 水素対応へのカスタマイズに必要な設備は①混合設備、②水素圧縮機、③脱硝設備等。
- 水素対応設備は試験的に導入するケースやエネルギー情勢を踏まえた燃料転換を念頭に置いた運用が想定されるため、新設や更新時の併用、改造についても支援が必要。

事業区分		GX予算	
		II型 (電化・脱炭素燃転型)	
補助対象設備		・電化及びより低炭素な燃料への転換が伴う設備 ・電化及びより低炭素な燃料への転換に伴う、 水素対応への改造にかかる費用を補助（付随して設置する設備費・工事費を含む。） ・ 水素対応設備の新設や併用を認める ・ 水素対応設備については10%以上の混焼率で実稼働させること	
新設/更新		新設・更新	
補助率	中小企業	1/5 (新設)、1/2 (更新・改造)	
	大企業		
補助金限度額		3億円 (電化の場合5億円)	
補助対象経費	中小企業	設備費・工事費	
	大企業	設備費・ 工事費 ※水素対応のための改造に限り工事費を含む	

※詳細については、今後変更の可能性があり、公募時に詳細は公表する

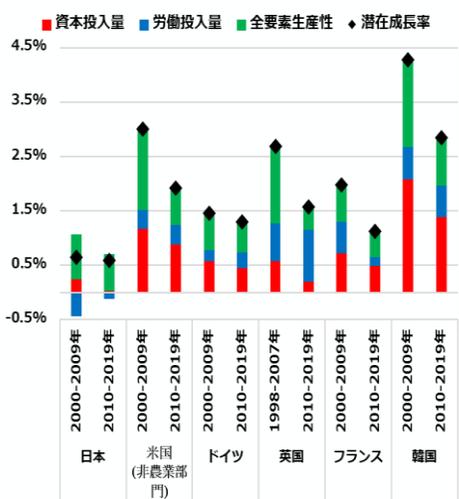
大胆な投資促進税制の創設 （法人税・所得税・法人住民税・事業税）

・国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための**大胆な設備投資を促進する税制（建物を含む即時償却や税額控除7%等）を創設する。**

概要	
対象業種	原則全ての業種を対象
対象資産要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産等に必要設備等（機械装置、器具備品、工具、建物、構築物、建物附属設備、ソフトウェア） ・ 投資下限額：35億円以上（中小企業者等については5億円以上） ※投資計画期間中の総額 ・ ROI水準：15%以上
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 即時償却または税額控除7%（建物、建物附属設備及び構築物は税額控除4%） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 控除上限：法人税額の20% ・ 事業環境の急激な変化による影響への対応（繰越税額控除） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 予見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、法律に基づく認定を受けた事業者については、繰越税額控除（3年間）が可能。
措置期間	令和11年3月31日までの間に設備投資計画につき、法律に基づく確認を受けた者が、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等をし、事業の用に供した設備等を対象。

2030年度135兆円、2040年度200兆円の官民目標実現に向け、国内投資を拡大。（2024年度は106兆円）

潜在成長率の各項目寄与度の比較



新たな設備投資税制への期待

※経産省から企業へのヒアリングより抜粋
 <海外投資→国内投資>

- ・ 電子部品製造
「海外立地か国内立地かの判断に**必要不可欠**」
- ・ 自動車
「関税の逆境下での国内投資の維持・拡大に**極めて有効**」

<投資規模小→投資拡大・実現>

- ・ 造船
「回収に長期を有する**大規模投資の判断が可能**」
- ・ 半導体部品
「短期の投資サイクル競争の中での**生き残りの支えになる**」
- ・ コンテンツ
「高い措置率の税額控除により、**投資収益率が改善し、投資が可能**」

各国の投資促進策の動向

- 日本** ● **大胆な投資促進税制を創設。**
- 米国** 🇺🇸
 - ・ 2025年7月に成立したOBBB法において、米国内での設備投資に対して**即時償却措置を恒久化しつつ、その対象に建物を追加（建物は時限措置）。**
 - ・ 2025年7月に成立した減税法において、**設備投資償却率を最大30%に引き上げつつ、2028年より法人税率を1%ずつ5年間引き下げ予定（実施後は24.9%）。**
- ドイツ** 🇩🇪

福島県での事業に関する 経済産業省の主な支援策（補助制度）のご紹介

1. 福島イノベーション・コースト構想
2. 【開発・実証】イノベ実用化補助金
3. 【事業化】自立・立地補助金
4. 【事業化】創業補助金

福島イノベーション・コースト構想について

- ✓ 福島イノベーション・コースト構想（イノベ構想）は、原子力災害により失われた地域の産業・雇用を回復するため、**6つの重点分野**を中心に、**浜通り地域等15市町村に新たな産業基盤を構築**するもの。
- ✓ 2017年に福島特措法に位置づけられ、2019年に「**イノベ構想を基軸とした産業発展の青写真**」（復興庁・経産省・福島県）を策定し、**2030年頃の自立的・持続的な産業発展**を目指した取組の方向性を提示。
- ✓ 産業復興の正念場である第3期復興・創生期間を前に、**2025年6月に青写真を改定**。浜通り地域等を、**社会課題の解決や新技術の社会実装に向けたあらゆるチャレンジが可能な「実証の聖地**」として、産業復興を更に加速していく。

重点6分野

廃炉

～叡智を結集した廃炉の完遂～

- ✓ 廃炉発のイノベーション推進
- ✓ 地元企業の参画促進
- ✓ 人材育成



▲福島第一原発の排気塔解体
((株)ピーエイブル)

ロボット・ドローン

～福島ロボットテストフィールドを中核とした集積～

- ✓ 世界最先端拠点へ
- ✓ 生活の利便性向上
- ✓ 地域への還元



▲ロボットテストフィールド(RTF)
(R7.4月にF-REIへ統合)



能登半島地震での支援活動
((株)ハマ)▼

エネルギー・環境・リサイクル

～地域資源の活用～

- ✓ 脱炭素資源の供給拠点区域化
- ✓ 地産地消等を軸とした先進的で強靱なまちづくり
- ✓ 企業誘致・域外との連携強化



▲いいたてまでいな再エネ発電

農林水産業

～農林水産業の再生～

- ✓ 広域的な産地形成や産業集積
- ✓ 持続的な農業・畜産経営に向けた対応
- ✓ 林業・水産業の生産性向上
- ✓ 漁業者のなりわいの回復



▲かわうちワイン



▲水産業の本格操業

医療関連

～関連産業の集積・安心できる環境の実現～

- ✓ 住民の心身ともに健康な生活の実現
- ✓ 研究開発から事業化までの支援

▼ふくしま医療機器開発支援センター



航空宇宙

- ✓ サプライチェーンの強靱化（航空・空飛ぶクルマ）
- ✓ 宇宙スタートアップの挑戦の場

▶航空エンジン展示



テトラ・アビエーション(株)▶

福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真

改定 青写真 大きなテーマと3つのポイント

福島のパテンシャル・リソースを活用した、**地域との更なる共創・共生**

地域の稼ぎ



地域の実情や時代変化も踏ま
えつつ、地元企業も巻き込み、
県内全域の面的サプライ
チェーン構築へ。

日々の暮らし



イノベ構想の成果を住民目線
の“見える形”で地域へ還元。
生活の利便性・安心の向上。
企業市民としての貢献も促進。

担い手の拡大



次世代を担う人材育成を強化。
さらに、芸術・文化を含む地域
ならではの魅力を発信！新たな
活力を呼び込み。

(参考) 福島県に関する基本的な情報

交通・人材

✓ 陸・海・空で、
各地から**アクセス良好**。

東京から約140分

東京駅からいわき駅まで、
JR特急利用

大阪から約70分

伊丹空港から福島空港まで、
航空機利用



✓ 高等学校の工業科学生数及び高等専門学校生徒数の合計が、**東北・北関東随一**。

✓ 例えば、会津大学（日本初となるコンピュータ理工学専門の県立大）は、過去に大学発ベンチャー数全国1位。THE世界大学ランキング2026で国内公立大1位。



産業集積等

✓ 製造品出荷額 5.7兆円（東北第1位）

～分野ごと例～

医療用機械器具部品等出荷額 全国1位（14年連続）

航空機用エンジン部品出荷額 全国2位

福島ロボットテストフィールド（RTF）

• 陸・海・空のフィールドロボットの一大開発実証拠点。インフラや災害現場等の実際の使用環境を再現。

- RTFを中心とした浜通り地域等での実証試験誘致件数：1,826件
- 浜通り地域等へのロボット関連企業の進出数：約80社



◀屋内大水槽、プラント等を活用した実証試験、国際競技大会を実施

福島国際研究教育機構（F-REI）

- 創造的復興の中核拠点を目指す。研究開発・産業化・人材育成・司令塔の機能。
- ロボット、農林水産業、エネルギー等の分野で、研究開発等を推進中。



◀ロボット等を活用した被災者の捜索・救助▶

福島再生可能エネルギー研究所（FREA）

- 再エネに関する唯一の国立研究機関。
- 先端的パワーエレクトロニクス機器に関する世界トップレベルの試験評価環境等、幅広い実証フィールド。
- 産業界・大学等と連携し、事業化や製品化を推進。



福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金 (地域復興実用化開発等促進事業)

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室

令和8年度予算(案) 74億円(45億円)

事業目的・概要

事業目的
 福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、福島県浜通り地域等において、ロボット技術をはじめエネルギーや農業など多岐にわたる先端分野の地域復興に資する実用化開発を促進し、これら先端分野の課題の解決に向けて開発された技術や人材により、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術・新産業の創出を目的とする。

事業概要
 福島県浜通り地域等において、国内外の研究者、技術者、企業等の英知を結集するためにも、共同で研究を行い、イノベーションを創出する環境を整備していくことが必要。
 また、廃炉や被災地域の復興を円滑に進めていくためには、福島県浜通り地域等の産業復興を支える新技術や新産業創出の原動力となるロボット技術やエネルギー、農業分野など多岐にわたる先端分野の課題の解決に向けた技術開発等が求められている。
 そのため、福島イノベーション・コースト構想の重点6分野(*1)について、福島県浜通り地域等において地元企業又は地元企業と連携する企業が実施する実用化開発等の費用を支援する。また、「地域課題解決枠(仮称)」により、自治体(*2)の課題解決に資する事業を重点支援する。

*1 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙
 *2 福島イノベーション・コースト構想に位置付けられた浜通り地域等の15市町村に限る

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

(1) 一般枠

(2) 地域課題解決枠(仮称)

成果目標・事業期間

平成28年度から令和12年度までの15年間の事業であり、短期的には福島県浜通り地域等の企業による実用化開発事業の累計事業化件数218件を目指す。
 長期的には補助金を活用した事業の福島県内での事業活動による累計売上高3,900億円を目指す。

開発・実証 に取り組みたい!

イノベ実用化補助金

✦ 概要

対象：地元企業やコンソ等による開発や実証
補助率：1/3~3/4 補助上限：7億円
補助期間：最長3年間（毎年度審査あり）

UPDATE!!

実証フェーズの取組への評価

- 実用化・市場化により近い実証フェーズの取組を強力に後押し。新たな審査基準を導入。

UPDATE!!

イノベ構想地域パートナー

- 福島県内の産業支援機関・教育研究機関・地域金融機関等を「イノベ構想地域パートナー」として位置付け。
- 「イノベ構想地域パートナー」と連携する事業は、審査時に高く評価。

UPDATE!!

地域課題解決枠

- 従来の「自治体連携推進枠」を、産業振興や地域課題の解決により資する「地域課題解決枠」へアップデート。
- 補助事業者と浜通り地域等の自治体等が連携する事業には、補助率のかさ上げ措置を適用。併せて、地域側の目線で、特に解決したい地域課題リストも公表。

地域課題リスト 公開中



地域復興実用化開発等促進事業 (イノベ実用化補助金) の概要

事業目的	福島イノベーション・コースト構想の重点分野について、地元企業等及び地元企業等との連携による地域振興に資する実用化開発等を促進し、福島県浜通り地域等の産業復興の早期実現を図る		
補助対象分野 (重点分野)	福島イノベーション・コースト構想の重点分野 (廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙)		
補助対象地域	福島県浜通り地域等 (いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村)		
補助対象者	①地元企業等：福島県浜通り地域等に本社、試験・評価センター、研究開発拠点、生産拠点等が所在する企業、国立研究開発法人である研究所、大学若しくは国立高等専門学校機構または農業協同組合その他の法人格を有する団体等 ②地元企業等と連携して実施する企業		
補助率及び補助上限額	(1) 中小企業：補助対象経費の3分の2を補助 (補助対象経費の4分の3を補助※) (2) 大企業：補助対象経費の3分の1を補助 (補助対象経費の2分の1を補助※) 【補助上限額】 1事業計画あたり7億円 (連携申請の場合、合計額) ※福島県浜通り地域等の自治体と連携して事業を実施する企業等については、() 内の補助率を適用する。 ※3年間を上限として複数年計画による提案が可能。		
補助対象経費	・直接経費 (1 施設工事費、2 機械設備費、3 調査設計費、4 人件費、5 材料費等、6 外注費、7 委託費、8 その他諸経費) ※1 は実用化開発等を行うために不可欠で最低限必要な施設の整備等の経費、7は直接経費の30パーセント以下 ・間接経費 (直接経費の5パーセント以下)		
公募スケジュール (例年)	【新規提案】 2月上旬：新規事業公募受付開始 3月中旬：新規事業提案希望届提出締切り 3月下旬：新規事業提案締切り 6月上旬：採択公表	【継続提案】 2月上旬：継続事業公募受付開始 2月末頃：継続事業提案締切り 4月上旬：採択公表	福島県HP 

<採択企業の具体例> 株式会社クフウシヤ

- 自立移動型サービスロボット等の開発を行うベンチャー企業。2019年に南相馬市に進出し、その後福島ロボットテストフィールド(RTF)に入居。神奈川県相模原市(本社)、南相馬市を拠点に活動。
- 地元企業等と連携し、南相馬市内ホテルにおけるサービスロボットの開発や、ワールドロボットサミットへの出場等に取り組んでいる。
- また、万博等で実証中のAIスーツケースの開発にも協力しており、幅広く事業を展開している。



▲ドライ掃除ロボット

実用化開発補助金の採択事例

<https://fic-jitsuyouka.jp/cases/>

(福島イノベーション・コースト構想 実用化開発プロジェクト ARCHIVE)



(公財) 福島イノベーション・コースト構想推進機構HP

<https://www.fipo.or.jp>



改定した青写真を踏まえたイノベ実用化補助金の主な見直し事項

- ✓ 改定青写真では、福島県浜通り地域等を、**社会課題の解決や新技術の社会実装に向けたあらゆるチャレンジが可能な「実証の聖地」**と位置付けた。
- ✓ 地域に密着した社会課題の解決に資するイノベーションを創出し、**地域住民の暮らしやすさの実感の向上**等につなげていきたい。

～主な見直し事項～

- 要素技術開発に成功し、市場化に近い**実証フェーズの取組**の促進
- 新技術実装連携**“絆”特区を推進する取組**の重視
- **地域金融機関等からの確認書**等の提出への加点措置
- 補助率の高い「**地域課題解決枠**」（従来の「自治体連携推進枠」）の運用

- ✓ **浜通り地域等の産業課題や地域課題を解決する取組を重点的に支援し、産業集積を進める。**
- ✓ 従来の推進枠と同様に**自治体と連携**することに加えて、地元における「**イノベ構想地域パートナー**」として**産業支援機関や教育機関等との連携を推奨（一般枠でもイノベ構想地域パートナーとの連携推奨）**。

	自治体連携推進枠	→	地域課題解決枠
概要	自治体と連携して実施する事業を重点支援		自治体や県内支援機関等との連携のもと、地域の課題解決や産業振興に資する事業 を重点支援
補助率	中小企業 3/4 大企業 1/2		（一般枠：中小企業 2/3 大企業 1/3）
補助上限	1事業計画あたり7億円（複数企業等による連携申請の場合、合計額）		
補助期間	3年間を上限として複数年計画による提案は可能（毎年度、提案し審査を受ける必要あり）		
交付要件	自治体との連携協定書等の締結		地域課題解決に向けた自治体との合意文書の取り交わし等
審査上評価	-		県内の支援機関・教育研究機関等（“イノベ構想地域パートナー”）との連携

(参考) イノベ構想地域パートナー (支援機関や大学等) と企業との具体的な連携想定

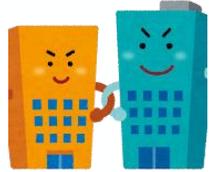
◆ 支援機関×企業 (過去例)



- **福島三技協 (福島市)**
福島県ハイテクプラザの委託研究も活用し、点検用ドローンの飛行制御技術の開発を進めた。
- **テトラ・アビエーション (南相馬市)**
飛行試験の条件設計等について、福島ロボットテストフィールドに相談。

◆ インキュベーション施設×企業 (例)

- インキュベーション施設内の企業と、実用化開発企業とのマッチング。
- 市町村や住民・地元企業への理解醸成への協力等。



◆ 大学×企業 (過去例)

- **東日本計算センター (いわき市)**
ドローンの飛行制御システムの開発において、会津大学と共同研究を実施。
- **ウッドコア (浪江町)**
MTGや試験への立ち合い等、技術指導を大学等に依頼。



◆ 教育機関×企業 (例)

- 高専等の教育機関と連携した技術開発の実施。
- 出前授業、インターン等の連携。



(参考) 福島ロボットテストフィールド概要

- ✓ インフラ点検、災害対応、物流などの分野で使用される、**陸・海・空のフィールドロボット等の一大開発実証拠点**として、南相馬市及び浪江町に整備。2020年3月に全面開所。**2025年4月に福島国際研究教育機構 (F-REI) に統合。**
- ✓ 福島県は、長崎県とともに**国家戦略特区 (新技術連携“絆”特区)**に指定されており、例えば、ドローン分野においては、**レベル4 x エリア単位飛行**等を可能とするための規制緩和を活かした実証を推進中。



自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

令和8年度予算（案）275億円（110億円）

福島復興推進グループ
福島新産業・雇用創出推進室

事業目的・概要	
事業目的	
東日本大震災及び原子力災害によって産業が失われた福島県浜通り地域等において、産業復興を加速し自立・帰還を促すため、工場等の新增設を支援し企業立地を促進することにより、被災者等の「働く場」を確保し、雇用の創出及び産業集積を図るとともに、住民生活を支える商業機能の回復を進めることを目的とする。また、復興に資するよう事業者により地域貢献を促す。	
事業概要	
被災者等の「働く場」を確保し、今後の自立・帰還を加速させるため、以下の取組を行う。	
I 製造・サービス業等立地支援事業	
対象業種：製造業、卸・小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業 等	
対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、植物工場・陸上養殖場施設、社宅、その他施設等	
補助率：中小企業3/4以内、大企業2/3以内	
II イノベーション推進立地支援事業	
対象業種：福島イノベーション・コースト構想の重点分野※	
※ ①廃炉、②ロボット・ドローン、③エネルギー・環境・リサイクル、④農林水産業、⑤医療関連、⑥航空宇宙	
対象施設：工場、物流施設、機械設備、店舗、社宅、その他施設等	
補助率：中小企業4/5以内、大企業3/4以内	
III 商業施設等立地支援事業	
対象施設：商業施設（①公設型、②民設共同型）	
補助率：自治体、民間事業者等 3/4以内	

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）	
I 製造・サービス業等立地支援事業 II イノベーション推進立地支援事業 III 商業施設等立地支援事業	
対象経費	用地の取得、建設から設備までの初期の立地経費 等
要件等 (選択可)	・一定の雇用の創出 ・一定以上の地元（県内）取引 等 併せて、地域貢献活動に取り組むこと
実施期限	申請期限：R 8年度末まで／運用期限：R 11年度末まで

成果目標・事業期間
平成28年度から令和12年度までの15年間の事業であり、 I、IIについては、 長期的には「働く場」の確保（雇用創出）を目指す。 IIIについては、 長期的には商業回復を目指す。

工場・店舗を建てたい!

自立・立地補助金

概要

対象：工場等の新增設

補助率：3/10~4/5 補助上限：30~50億円

補助期間：3年間（要承認）

UPDATE!!

地域の実情・産業の省力化に応じた、地元雇用要件見直し

- 事業者を求める雇用要件の最低水準を2~5割引き下げ。
- パートタイマー^(※)など短期間雇用者も要件充足のための算定が可能に。

(※週20H以上の勤務等)

UPDATE!!

面的サプライチェーン構築に向け、県内取引推進

- 一定の事業者を求める、地元取引要件の対象エリアを県内全体へ拡大。
- 要件水準は、段階的な一定額^(※) 或いは主要取引に占める一定割合。対象取引は、調達でなく、販売も選択可能。

(※従来より引き下げ)

UPDATE!!

企業市民としての地域貢献を後押し

- 地域コミュニティへの様々な貢献活動や、12市町村内での地元調達・寄附等（企業版ふるさと納税等含む）の社会貢献を促進。

UPDATE!!

事業期間の延長

- 工期長期化を踏まえ事業期間は「2年」→「3年」へ。

補助事業・類型の区分

※同一の申請内容で、複数の事業・区分に重複して応募はできません。

		製造・サービス業等立地支援事業		イノベ構想推進立地支援事業 “イノベ型”
		“雇用促進型”	“地域波及効果型”	
対象事業 (業種)	製造業、卸・小売業、飲食サービス業、宿泊業、生活関連サービス業 等			「福島イノベーション・コースト構想」の重点推進分野に資する事業
対象地域 (※1)	浜通り等12市町村の避難指示等のあった区域			浜通り等15市町村
対象施設・設備 (※2)	工場、物流施設、試験研究施設、コールセンター・データセンター、店舗、宿泊施設、植物工場・陸上養殖施設、産業保守・廃棄物処理施設、社宅、機械設備、知事特認施設			福島イノベ構想の重点分野の推進に資する施設・設備
対象経費	土地取得費、土地造成費、建物取得費、設備費			
補助金額	3千万円～30億円（審査委員会の評価が特に高い案件は50億円 (※3)）			
事業期間	2年間（審査委員会で認められたものは3年間）			
補助率 (※4)	大企業：3/10～2/3 中小企業：1/2～3/4		大企業：1/3～3/4 中小企業：1/2～4/5	
主要要件等 (※5)	雇用	投下固定資産額に応じた新規地元雇用者の雇用		
		雇用数（一般）	雇用数（省力化）	
	地元取引	—	投下固定資産額に応じた福島県内の事業者との取引 （一定の金額若しくは率。原則として調達サイド）	
	付加価値	—	付加価値額の増加	
地域貢献	①地域コミュニティ貢献活動 及び ②12市町村内での調達・寄附等			
			②の要件を荒廃抑制対策として実施することが必要	

※1 浜通り等12市町村とは、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により避難指示等の対象となった田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村を指します。浜通り等15市町村とはこれに「福島イノベーション・コースト構想」の対象地域である相馬市、新地町、いわき市を加えた地域を指します。

※2 専ら資産運用的性格の強い事業、建築又は購入した施設・設備を自ら占有し、事業の用に供することなく、特定の第三者に長期間賃貸させるような事業等を除きます。

※3 いわき市、相馬市、田村市の一部、南相馬市の一部、川俣町の一部、新地町を除きます。

※4 避難指示区域（認定特定復興再生拠点区域、認定特定帰還居住区域を除く）で実施する場合は、別の補助率が適用されますので、ご検討の際はお問い合わせください。

※5 補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間（付加価値は3年間）の取組を通じ、達成が必要です。（雇用は補助事業完了時も達成が必要です。）

自立・立地補助金を活用した主な進出事例

事例1：(株)ライスレジン（旧（株）バイオマスレジン福島）（浪江町） 令和4年11月操業開始

- 本社：福島県双葉郡浪江町
- 事業内容：非食用米を一部原料とした**バイオマスプラスチック**である「ライスレジン」の製造を行う工場を浪江町北産業団地に新設



事例2：浅野燃糸（株）（双葉町） 令和5年4月操業開始

- 本社：岐阜県安八郡安八町
- 事業内容：特許技術を用いた燃糸の製造、高機能タオルの販売を行うため、燃糸工場を中野地区復興産業拠点に新設



事例3：(株)ARCALIS（南相馬市） 令和5年8月操業開始

- 本社：福島県南相馬市
- 事業内容：新型コロナウイルスやインフルエンザのほか、がんの治療薬等の開発に用いられる**mRNA医薬品・ワクチン**の受託開発製造等を行う原薬製造工場を下太田工業団地に新設



事例4：(株)コネクタアラウンド（大熊町） 令和7年6月操業開始

- 本社：東京都港区
- 事業内容：ミニトマトやリールレタス等を生産するため、AIやIoTの先進技術を活用した**植物工場「FUN EAT MAKERS in Okuma」**を大熊中央産業拠点に新設



事例5：福島パルムシー（株）（葛尾村） 令和7年7月操業開始

- 本社：福島県双葉郡葛尾村
- 事業内容：木材を炭化した**バイオマス燃料**の「ブラックペレット」を製造・供給するバイオマス燃料工場を葛尾村東部産業団地に新設



創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援事業

令和8年度予算（案）44億円の内数（24億円の内数）

福島復興推進グループ
福島事業・なりわい再建支援室

事業目的・概要

事業目的
原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村において、働く場・買い物をする場など、まち機能を早期に回復することを目的に、創業や事業展開に際して必要となる設備投資等に係る費用の一部を補助する。

補助対象者

- ① 12市町村において新たに創業する者
※公募開始日から遡って2年以内に創業した者を含む
- ② 域外から12市町村に事業展開を行う者

事業期間
原則申請年度末まで。
ただし、当初より事業が申請年度内に完了できない見込みである場合においては、申請年度の翌年度末まで。

事業スキーム



```

    graph LR
      A[国] -- "補助 (基金)" --> B[福島県]
      B -- "補助 (3/4、2/3等)" --> C[事業者]
    
```

補助率及び補助上限

創業等区域	市町村復興計画等	対象経費	補助率
<ul style="list-style-type: none"> □ 帰還困難区域、特定帰還居住区域及び特定復興再生拠点区域 □ 大熊町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域 □ 双葉町の旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域 	有	4,000万円	3/4
□ 上記以外	有	1,300万円	2/3

成果目標・事業期間

平成27年度から令和12年度までの事業であり、令和12年度までに以下を目指す。

- ・700者の創業及び創業する事業者に対して50億円の投資支援
- ・1,230者の事業再開・創業

浜通り地域等12市町村で

創業・事業展開 したい！

創業補助金

✦ 概要

対象：創業や事業の展開に係る設備投資等
補助率：2/3~3/4 補助上限：3千万円
補助期間：最長2年間（要申請）

UPDATE!!

補助対象経費の上限を大幅引き上げ

- 補助対象経費の上限額を **3割程度**引き上げ。
- 創業や事業展開の呼び込みによるまち機能の回復を一層推進。

UPDATE!!

段階的な投資、追加投資を可能に

- 補助上限内での**複数回の申請が可能**に。
- 補助上限到達後の**追加投資も支援対象**に。

UPDATE!!

補助事業期間を延長

- 事業が年度内に完了しない見込みである場合に、事業期間を**最大1年間延長可能**に。(※)

※申請時に事業完了年度を確定する必要あり。

改正後の事業イメージ

事業目的	原子力災害により甚大な被害を受けた12市町村において、働く場・買い物をする場など、まち機能を早期に回復することを目的に、創業や事業展開に際して必要となる設備投資等に係る費用の一部を補助する。		
補助要件	① 12市町村内において創業又は事業展開を行う場合 ② 既に事業費の限度額に達する交付決定を受けている事業者等が、同じ事業計画について追加投資を行う場合		
補助対象事業	下記（1）～（3）の要件を全て満たす事業。 （1）12市町村内において事業を行う場合であって、働く場・買い物をする場などまち機能の早期回復や、原子力被災事業者の事業・生業の再建に資する事業であること。 （2）交付の申請をするに当たって作成した事業計画について、その妥当性及び実効性について、認定経営革新等支援機関の事前確認を受けたものであること。（大企業を除く。） （3）原子力被災事業者の復興の動向等も踏まえつつ、原子力災害からの復興に向け12市町村が定めた復興計画、長期計画及びこれらに類する計画に沿った事業であることを「市町村復興計画等 確認書」により12市町村が確認したものであること。		
補助対象経費	人件費（創業の場合のみ）、施設等導入・借入・整備費、設備費、原材料費、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費		
補助上限額・補助率	条件	補助対象経費	補助率
	帰還困難区域、特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域又は、大熊町若しくは双葉町の旧居住制限区域若しくは旧避難指示解除準備区域で補助事業を行なう者	4,000万円	3/4 1/2（補助対象②の場合）
	上記以外	1,300万円	2/3 1/2（補助対象②の場合）
補助事業期間	原則申請年度末まで。 ただし、補助要件①に係る申請について、当初より事業が申請年度内に完了できない見込みである場合においては、申請年度の翌年度末まで。		
公募スケジュール	4月上旬頃公募開始予定		

DX推進指標の概要

DX推進指標の詳細はこちら▶



- 経営・ITの両面でDXの取組状況をチェックできる自己診断指標。また、全国・業界内での位置づけの確認やDXの先行企業との比較ができる「ベンチマーク」を無償で提供。

DX推進指標の活用方法

認識共有

自社はDXできている？できてない？

- ✓ DX推進指標に回答するため、経営者や各部門などの関係者が集まって議論し、関係者間での認識の共有を図り、今後の方向性の議論を活性化

アクション

DXの推進に向けて何をしたらよいの？

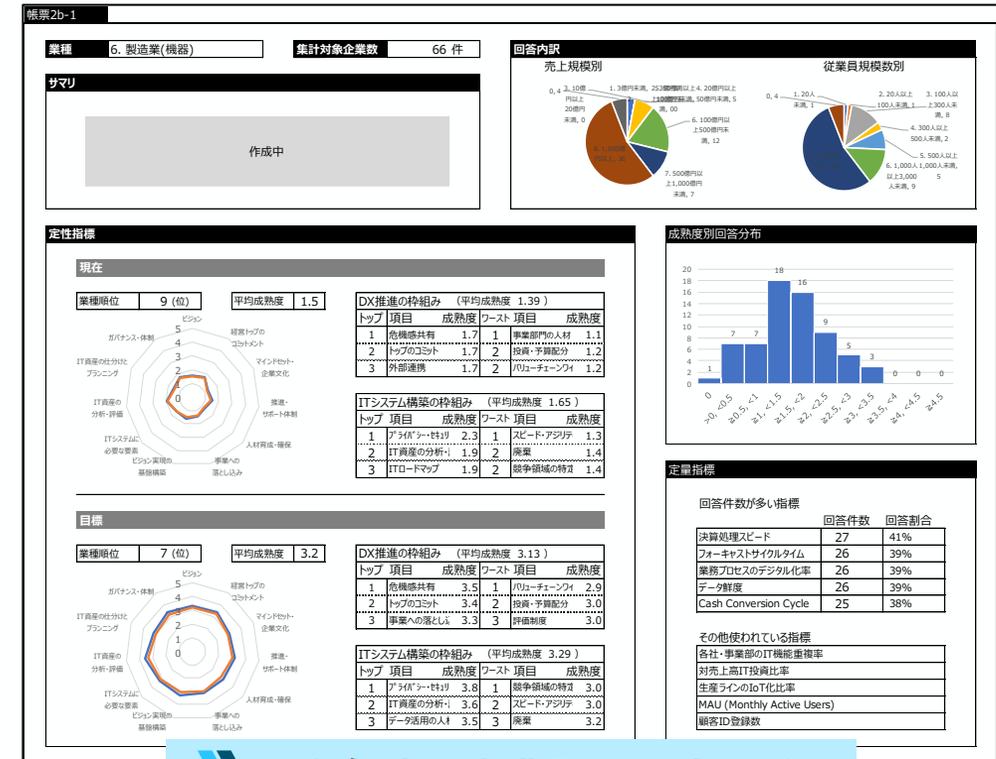
- ✓ 自社の現状や課題の認識を共有した上で、あるべき姿を目指すために次に何をすべきか、アクションについて議論し、実際のアクションにつなげる

進捗の把握

去年に比べて自社のDXは進んだ？

- ✓ 毎年診断を行ってアクションの達成度合いを継続的に評価することにより、DXを推進する取組の経年変化を把握し、自社のDXの取組の進捗を管理

ベンチマークの活用イメージ



▶▶ 次年度の事業計画立案に活用

DX推進指標の見直し

- 2019年にDX推進指標を公表して以降、企業のDXを取り巻く環境や施策は変化してきた。昨年度(2024年度)には、経営者がDXによる企業価値向上のために必要な事項をとりまとめたデジタルガバナンス・コードの改訂を行った。
- こうした中で、DXの推進状況に係る自己診断指標であるDX推進指標においても、同コードに基づいて設問の追加等を行い、DX経営の推進に必要な事項・内容(デジタル人材の育成・確保、サイバーセキュリティ、ステークホルダーとの対話)を充実させる形で本年2月に公表を行った。

改訂前 DX推進指標の構成

DX推進のための経営のあり方、仕組みに関する指標

DX推進のための経営のあり方、仕組み

DX推進の枠組み(定性指標)

ビジョン

経営トップのコミットメント

仕組み

マインドセット、企業文化

推進・サポート体制

人材育成・確保

事業への落とし込み

DX推進の取組状況(定量指標)

DXによる競争力強化の到達度合い

DXの取組状況

DXを実現する上で基盤となるITシステムの構築に関する指標

DXを実現する上で基盤となるITシステムの構築

ITシステム構築の枠組み

ビジョン実現の基盤としてのITシステムの構築

ITシステムに求められる要素

IT資産の分析・評価

IT資産の仕分けとプランニング

ガバナンス・体制

ITシステム構築の取組状況

ITシステム構築の取組状況

改訂版 DX推進指標の構成

設問構成

(DGC3.0の5つの柱を参照)

1. 経営ビジョン・ビジネスモデルの策定

2. DX戦略の策定

3. DX戦略の推進

3-1. 組織づくり

3-2. デジタル人材の育成・確保

3-3. ITシステム・サイバーセキュリティ

4. 成果指標の設定・DX戦略の見直し

5. ステークホルダーとの対話

主な見直し内容

内容見直し・充実
※リスクリング制度等に関する問の追加、DX人材の量の明確化等の観点の追加等

新設
※サイバーセキュリティリスクの認識に関する問の追加等

新設
※ステークホルダーへの発信等に関する問の追加等

DX認定制度の概要



DX認定の詳細はこちら▶



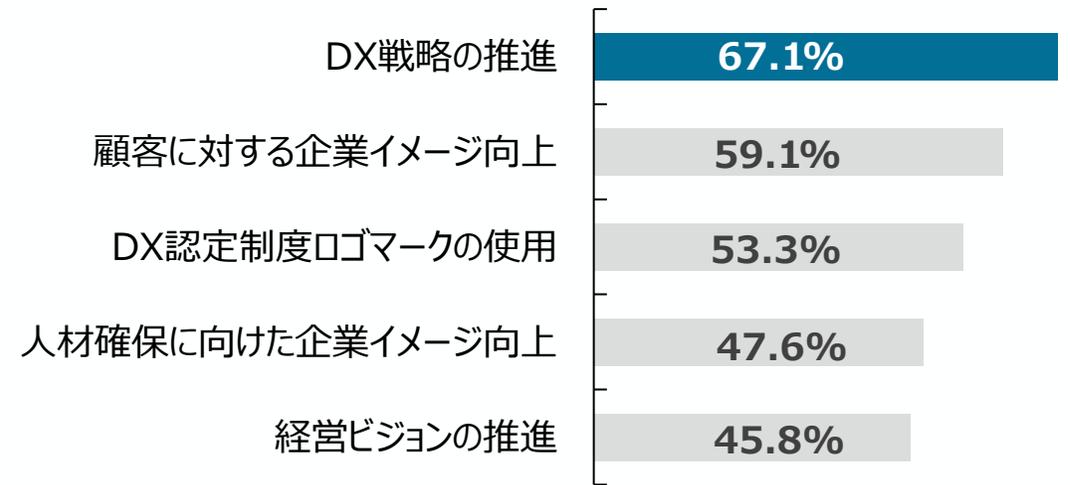
- 「情報処理の促進に関する法律」第31条に基づき、企業がデジタルによって自らのビジネスを変革するためのビジョン・戦略・体制等が整った事業者を認定。2020年12月以降、1,448者認定済（2025年5月時点）。

申請～認定の流れ



- ✓ 企業の規模や業種を問わず、**全ての事業者**が対象
- ✓ 認定申請や認定の維持に係る費用は**全て無料**
- ✓ **1年間いつでもオンライン申請**が可能
- ✓ IPAが審査を行い、**経産大臣が認定**
- ✓ 認定事業者については、**オンラインで公表**・認定事業者の取組の検索が可能

DX認定を取得したことによるメリット (認定事業者アンケート結果)



- ✓ DX認定を**取得するためのプロセス**は、自社を見直す大変**良い機会**に
- ✓ 経営陣との対話の機会を多く得られ、**経営方針の決定に役立った**
- ✓ 新規営業において、お客様からの反応が良くなり**売上増につながった**
- ✓ デジタル人材の**応募が増え**、実際に**人材確保につながった**

DX認定事業者への各種支援措置



- DX認定事業者は、以下の各種支援措置・施策を活用することが可能。

1. DX認定制度ロゴマークの使用



ロゴマークのコンセプト

DXのスタートラインに立つ、という企業をイメージしながら、右方向に進むスタートラインである左端に差し色を入れています。

2. 中小企業者を対象とした金融支援措置

日本政策金融公庫による融資

設備投資等に必要資金について、基準利率（1.75%）よりも**低い特別利率②（1.10%）**で融資が受けられます。（注）利率：いずれも令和7年5月時点。

中小企業信用保険法の特例

設備資金等について、**民間金融機関から融資**を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、**普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大**が受けられます。

3. 人材育成の訓練に対する支援措置＜人材開発支援助成金（人への投資促進コース）＞

高度デジタル人材訓練の対象事業主としての要件を満たし、**訓練経費（最大75%）**や**訓練期間中の賃金の一部（最大960円/時間）**等について**助成**を受けることができます。

4. DX銘柄及びDXセレクションへの応募が可能

DX銘柄の選定対象として、DX認定の取得が**必須**となります（上場企業）。また、DX認定を取得することで、**DXセレクションへの自薦での応募が可能**となります（中堅・中小企業等）。（注）DXセレクションは、DX認定未取得企業においても他薦での応募は可能。

5. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金の加点項目

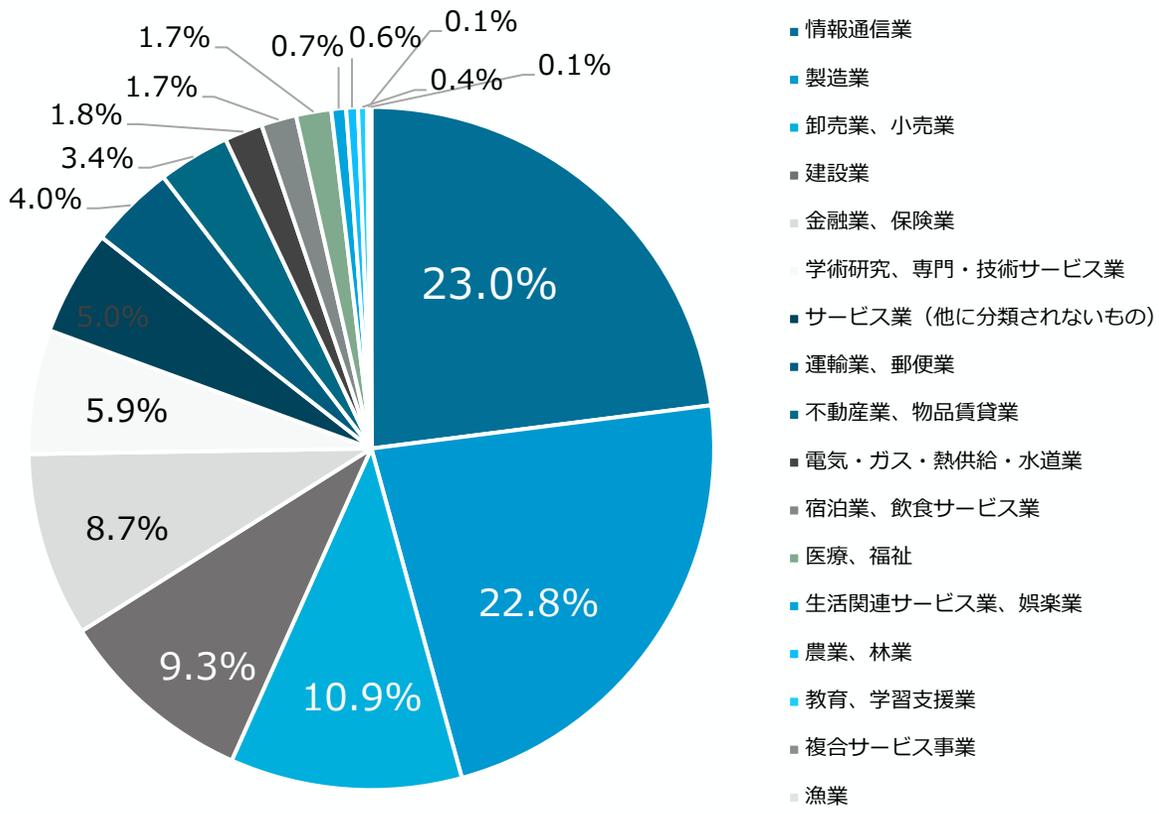
DX認定を取得した事業者は、**ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金**を申請した際に、**加点対象**となります。



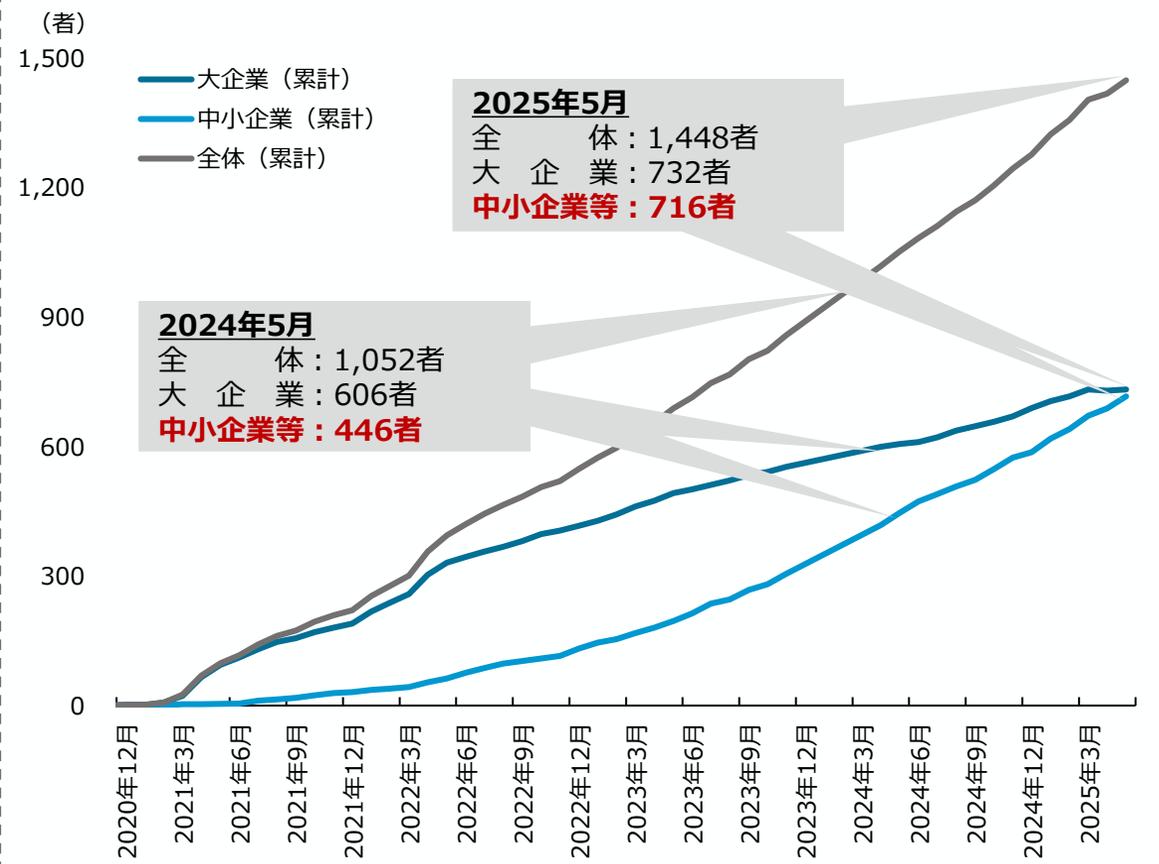
業種別・規模別のDX認定取得状況

- 業種別では情報通信業や製造業での取得割合が多く、直近1年で、**全体の認定数は約1.4倍程度**、**中小企業の認定数は約1.6倍程度**の伸び。

DX認定事業者 認定状況 (業種別)



DX認定制度 認定事業者数推移 (規模別)



DX認定制度：2025年12月時点 (累計1,718者)

地域	提出者数	都道府県	提出者数	法人数		
北海道局	35	北海道	35	88,736		
東北局	85	青森県	8	18,074		
		岩手県	9	17,344		
		宮城県	23	33,974		
		秋田県	14	14,700		
		山形県	17	18,001		
		福島県	14	31,584		
		関東局	891	茨城県	15	39,252
栃木県	8			31,526		
群馬県	11			33,903		
埼玉県	37			94,831		
千葉県	32			74,210		
東京都	641			314,245		
新潟県	45			37,682		
山梨県	9			14,561		
長野県	18			37,413		
静岡県	28			60,139		
神奈川県	47			125,416		
中部局	176			富山県	21	18,323
				石川県	18	21,110
		三重県	12	26,443		
		岐阜県	27	34,236		
		愛知県	98	121,606		

地域	提出者数	都道府県	提出者数	法人数
近畿局	239	福井県	12	15,671
		滋賀県	13	20,175
		京都府	29	44,341
		大阪府	145	158,863
		兵庫県	31	75,322
		奈良県	5	16,526
		和歌山県	4	14,416
中国局	69	鳥取県	3	8,888
		島根県	4	11,874
		岡山県	15	32,882
		広島県	29	49,105
		山口県	18	20,939
		四国局	52	徳島県
香川県	11			18,428
愛媛県	22			23,267
高知県	12			10,826
九州局	154			福岡県
		佐賀県	14	11,965
		長崎県	6	19,598
		熊本県	42	28,683
		大分県	12	19,970
		宮崎県	7	16,985
沖縄局	17	鹿児島県	8	25,645
		沖縄県	17	18,521

(注) DX認定事業者数は2025年12月時点。法人数は企業等数の法人数を記載。個人事業主は除く。
 (出所) 経済センサス(活動調査)、帝国データバンクを基に作成。

価格転嫁・取引適正化対策の今後の方向性（まとめ）

1. 法の厳正な執行

- ① **中小受託取引適正化法【取適法】**（従業員基準の追加による対象拡大、協議に応じない一方的な価格決定や手形払いの禁止等。）
- ② **受託中小企業振興法【振興法】**（従業員基準の追加による対象拡大、指導・助言に従わない事業者に具体的に改善を促す勧奨を追加等。）
- ③ **フリーランス・事業者間取引適正化等法**（フリーランスの取引環境、就業環境の整備。2024年11月施行。）

※①及び②は2026年1月1日より改正法施行。取適法対象外取引に関する適正化策について企業取引研究会（公取・中企庁共催）で検討中。

2. 民間の自主的取組の後押し

→事業所管大臣を通じた**業界への働きかけ強化** ※米国関税措置の影響も注視

- ① **価格交渉促進月間**（2021年9月から開始。毎年9月、3月に実施）に基づく、「**発注者リスト**」公表、**迅速な注意喚起、指導・助言**
- ② 価格転嫁を阻害する**商習慣の見直し**（取組状況の見える化、PDCAサイクルによる改善）
- ③ 取引適正化のための**自主行動計画**（31業種・88団体 ※2025年12月時点）の**改訂・徹底**
- ④ **パートナーシップ構築宣言**（83,172社 ※2025年12月24日時点）の**周知・実効性の向上**
- ⑤ **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**（2025年12月改正）の**周知・徹底**

3. 取引実態の把握・相談対応

- ① **取引Gメン**（約330名）が取引実態をヒアリング（年間1万件以上）
- ② **取引かけこみ寺**（全国47都道府県に設置）における相談対応を実施（年間1万件以上）

4. 官公需における価格交渉・価格転嫁の促進

- ① 国等の契約の基本方針（2025年4月閣議決定）等を踏まえた、発注者側から少なくとも**年1回以上の協議の促進、低入札価格調査制度や最低制限価格制度**の導入拡大・活用（総務省を通じ自治体へ周知。導入状況の見える化・公表）。

※価格交渉促進月間の発注者リストで67自治体が公表されたことを踏まえ、適切な対応を求める文書を総務省から自治体へ発出（8月5日）

- ② **令和8年度予算編成**における、**経済・物価動向等の適切な反映**。令和7年度補正予算の**重点支援地方交付金**の活用。

取適法（中小受託取引適正化法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

中小受託取引の公正化 ・ 中小受託事業者の利益保護

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託
(プログラム)役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理)

特定運送委託

②規模要件

委託
事業者

資本金3億超

資本金1千万超3億以下

常時使用する従業員300人超

→

中小
受託
事業者

資本金3億以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員300人以下(個人含む)

①取引の内容

情報成果物作成委託
(プログラム除く)役務提供委託
(運送・倉庫保管・情報処理除く)

②規模要件

委託
事業者

資本金5千万超

資本金1千万超5千万以下

常時使用する従業員100人超

→

中小
受託
事業者

資本金5千万以下(個人含む)

資本金1千万以下(個人含む)

常時使用する従業員100人以下(個人含む)

義務

発注内容を明示する義務(発注書の交付)

取引に関する書類等を作成・保存する義務(2年)

支払期日(受領後60日以内)を定める義務

遅延利息(14.6%)の支払義務

禁止行為

受領拒否

支払遅延(手形払等の禁止)

減額

返品

買ったたき

購入・利用強制

報復措置

有償支給原材料等の対価の早期決済

割引困難な手形の交付

不当な経済上の利益提供要請

不当な給付内容の変更・やり直し

協議に応じない一方的な代金決定

措置

公取委による勧告、公取委・中企庁・事業所管大臣による指導・助言

取適法改正ポイント (2026年1月1日)

規制の見直し

- ① **運送委託の対象取引への追加 (物流問題への対応)**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加
- ② **従業員基準の規模要件への追加 (下請法逃れ等への対応)**
従業員数300人 (役務提供委託等は100人) の区分を新設
- ③ **手形払等の禁止 → 支払遅延に該当**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段 (電子記録債権、ファクタリング等) についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止
- ④ **協議に応じない一方的な代金決定の禁止 (価格据え置き取引への対応)**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止
- ⑤ **面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- 共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進
- サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す

下請代金支払遅延等防止法		製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律
通称：下請法	▶	略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者
下請代金	▶	製造委託等代金

振興法（受託中小企業振興法）の概要

※赤色は改正内容

法目的

受託中小企業の振興

適用対象

①取引の内容 + ②規模要件 = 対象取引

①取引の内容

製造委託

修理委託

情報成果物作成委託

役務提供委託

特定運送委託

②規模要件
（製造業、建設業、
運輸業その他）委託
事業者資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい
常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い中小
受託
事業者資本金3億以下（個人含む）
常時使用する従業員300人以下②規模要件
（サービス業）委託
事業者資本金が中小受託事業者より1
円でも大きい
常時使用する従業員数が、中小
受託事業者より1人でも多い中小
受託
事業者資本金5千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人以下
（個人含む）

具体的な措置

① 経済産業大臣が中小受託事業者と委託事業者のよるべき基準として「振興基準」※を定める。

※パートナーシップ構築宣言では振興基準遵守が必須（約8万社が宣言）。業界団体の自主行動計画（31業種・88団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる

② 上記の「振興基準」に関し、事業所管大臣から事業者への指導・助言又は勸奨。

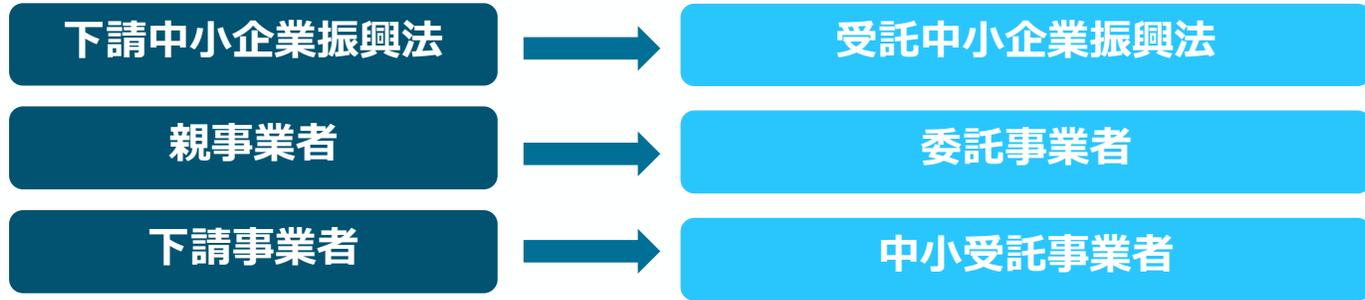
③ 調査、公表（例：価格交渉・転嫁等の状況の「発注者リスト」（発注側企業446社及び71の国の機関・地方公共団体）を公表）

④ サプライチェーンの多段階にある受注側企業と発注側企業が協力して作成する「振興事業計画」について、金融支援。

⑤ 国及び地方公共団体の責務、連携強化。

振興法改正ポイント (2026年1月1日)

法律の題名・用語の変更



適用対象の拡大

- 適用基準に「従業員基準」を追加
従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- 対象取引に「特定運送委託」を追加
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

多段階の事業者が連携した取組への支援

- 直接の取引がない事業者との連携も支援
多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する「振興事業計画」に対し、承認・支援できる旨、追加されます。
振興事業計画：委託事業者と中小受託事業者が協力して策定する、受託中小企業の体質強化や自立化を目的とした計画。

地方公共団体との連携強化

- 地方公共団体の責務規定新設
地方公共団体は受託中小企業の振興に必要な取組の推進等に努める、国・地方公共団体等が密接な連携の確保に努める旨の規定、国・地方公共団体が密接な連携をしていくことに努める旨の規定が追加されます

主務大臣の権限強化「勸奨」

主務大臣が指導・助言したものの、状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して、その実施を促す（「勸奨」する）ことができる旨の規定が追加されます

パートナーシップ構築宣言について

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するもの。以下2点を盛り込んでいる。

- (1) サプライチェーン全体の**共存共栄と新たな連携**（オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等）
- (2) **受託中小企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守**、特に、**取引適正化の重点5課題（※）への取組**

※①価格決定方法の適正化、②型取引の適正化、③支払条件の改善、④知的財産・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止



パートナーシップ構築宣言を公表するメリット

- ロゴマークの使用
- 補助金の加点等、優遇措置
- 税制適用の要件化、優遇措置
- 日本政策金融公庫によるパートナーシップ構築宣言関連の融資制度等



パートナーシップ構築宣言とは	事例集	登録方法	登録	登録企業リスト 現在の登録数 78,937 社
----------------	-----	------	----	--------------------------------------

お知らせ 2025.09.24 パートナーシップ構築宣言公表要領「2. 掲載の取りやめ」に基づき、宣言企業1社の掲載を取りやめました。
公正取引委員会発表

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



経済安全保障の観点からの技術流出対策について

- 近年、国際関係において地政学的競争が激化。国家安全保障の対象は、経済等まで拡大。
- 国家安全保障上の主要な目的の一つは、主権と独立、国内・外交に関する政策を自主的に決定できる国であり続けること。目的達成のために、外交力、防衛力、経済力、技術力、情報力を主要要素とする「総合的な国力」を用いた、戦略的なアプローチが必要。
- 経済的手段を用いた脅威の存在を踏まえ、自律性、優位性、不可欠性の確保等に向けた措置を講じ、平和、安全、繁栄等の国益を確保する経済安全保障政策の推進が重要に。

➤ 経済安全保障「我が国の平和と安全や経済的な繁栄等の国益を経済上の措置を講じ確保すること」
 (「国家安全保障戦略」2022年12月)

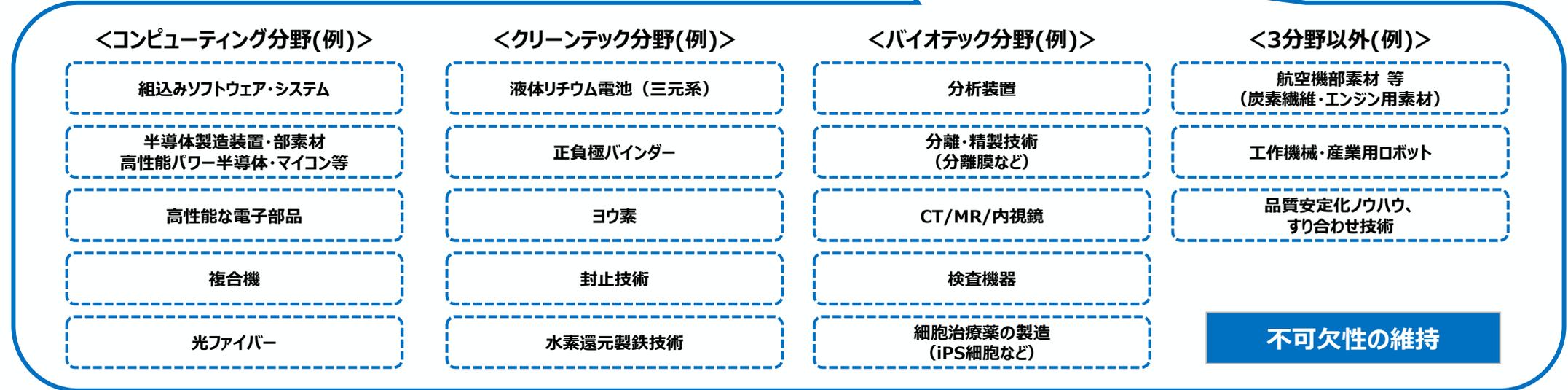
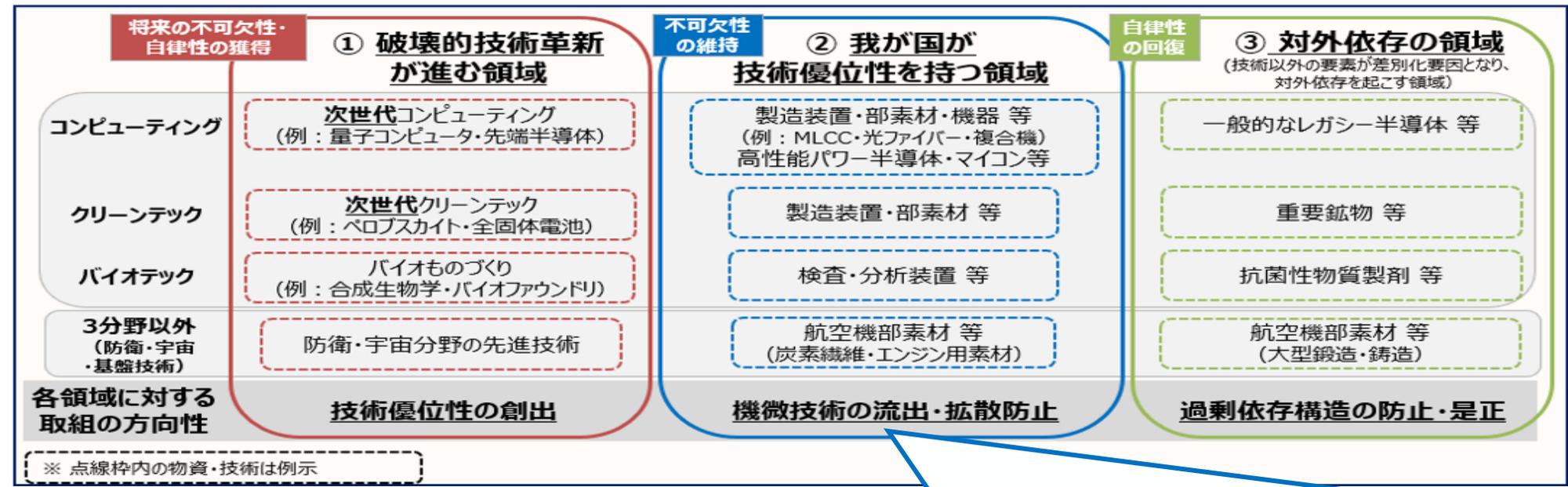


民生技術への関心の高まり

- 従来、軍事技術 = 先端技術であり、国家により開発された先端的な軍事技術が、民生技術にスピノフされるという構図。
- 近年、研究開発は民間投資が主導。先端分野の多くで民生技術が先行しており、民生技術と軍事技術の垣根もなくなりつつある。
- 自律性や不可欠性基盤は、民間の優れた技術。ゆえに狙われている。

経済安全保障の観点から重視すべき物資・技術の整理

＜経済安全保障の観点から重視すべき物資・技術の整理＞



※経済安全保障に関する産業・技術基盤強化アクションプラン改訂版 より編集

多様な技術流出経路

- 技術流出は、**非合法的な手法**によってのみ生じるものではなく、流出の経路は**多様化**しており、その手法も**巧妙化**。
- **日常的な経済活動**のなかに、**意図せざる技術流出のリスク**が潜んでいることを認識し、**取り組める対策**から着手していく必要あり。

海外技術移転に伴う流出

⚠ 海外の製造委託先や業務提携先等から技術流出するケース

品質保持のため 現地で技術指導

指導先が 類似品を販売

人を通じた流出

⚠ 従業員等(正社員に限らない)が引き抜かれて技術流出するケース

製造工程を 全て把握

海外企業に転職し 類似製品を開発

海外からの資金調達

⚠ 海外企業からの融資の見返りに技術提供を求められたケース

業績悪化のため 融資の受入れ

交換条件として 技術提供を迫られる

共同研究に伴う流出

⚠ 共同研究先の企業や大学から流出するケース

企業や大学と 共同研究

参画研究者を通じて 技術漏洩

国内取引先への提供

⚠ 国内の製造委託先の管理が不十分なために技術流出するケース

コスト削減のため 製造を委託

ずさんな管理で 技術流出

サイバー攻撃

⚠ サイバー攻撃等により情報流出するケース

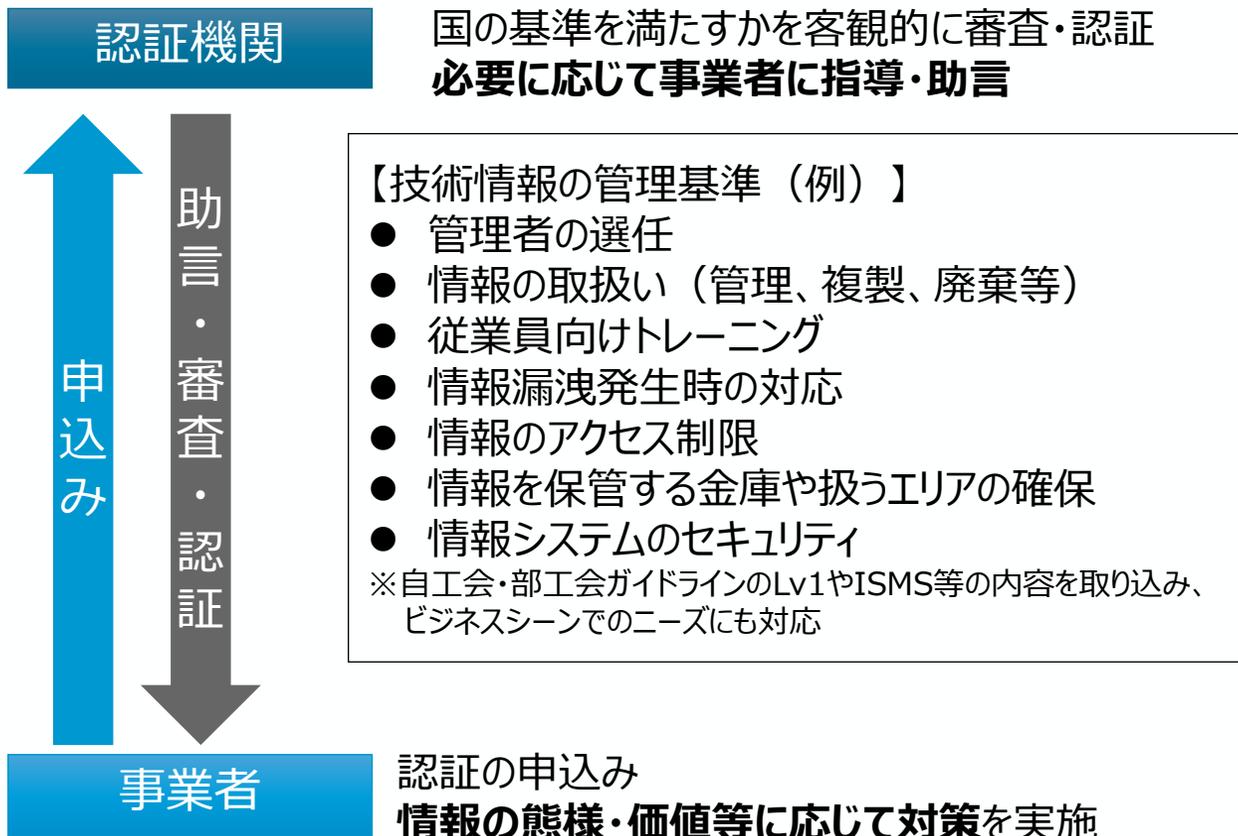
企業間ネットワークの構築

取引先へのサイバー攻撃の影響

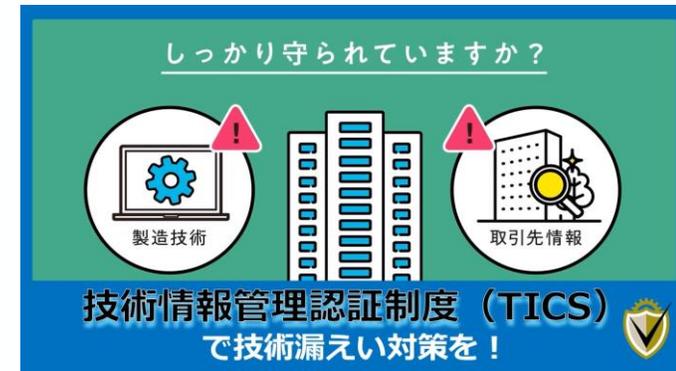
補助金・融資時の
加点・優遇措置等あり

技術情報管理認証制度 (TICS)

- 技術流出対策や情報管理を進めるには、社内ルールの策定や体制の構築、情報アクセス制限の付与など、包括的な対応が必要。他方、経営資源に限りがある中小企業には、自社のみで取組を進めることが難しいとの声も寄せられていた。
- 国が設けたTICSでは、企業は認証機関の指導・助言を受けつつ、体制整備等に取り組み、その状況が客観的に審査・認証される。企業の対策を、取引先等に示すことが可能となり、取引先からの信頼性も向上。



◆ YouTubeで概要動画を公開中！



アクセスはこちら <https://www.youtube.com/watch?v=IPsdxU1jb2I>

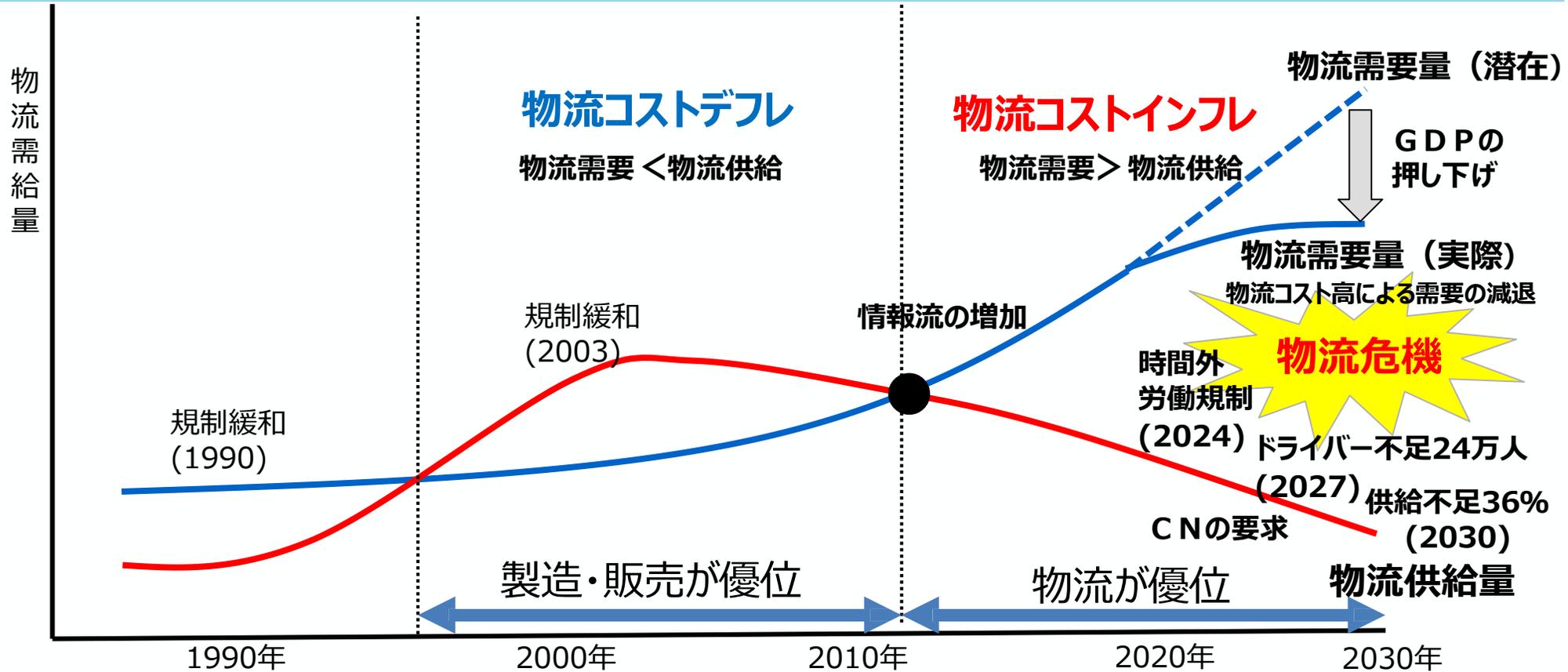
専門家派遣事業

認証取得等を支援する専門家を無償で派遣する事業を実施。

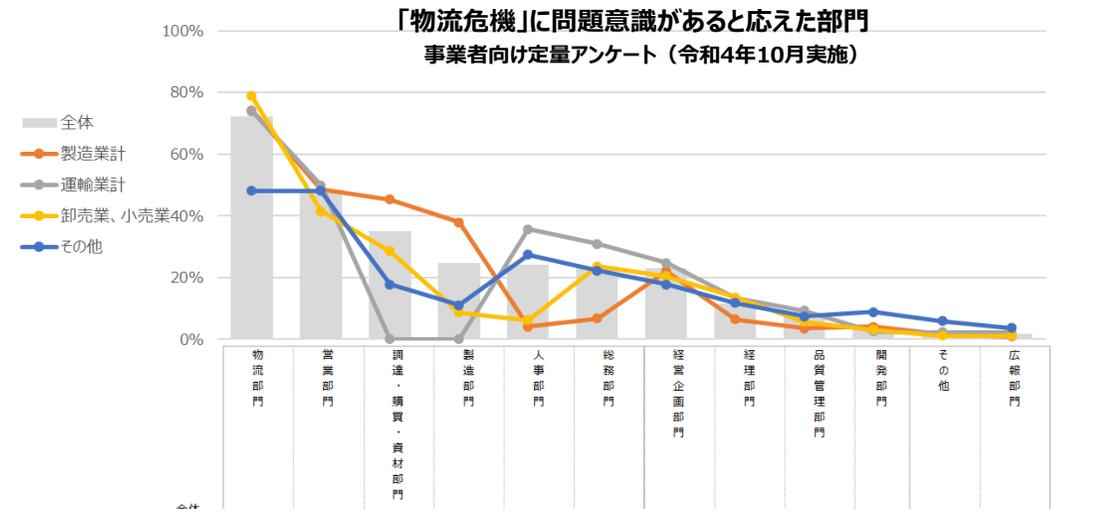
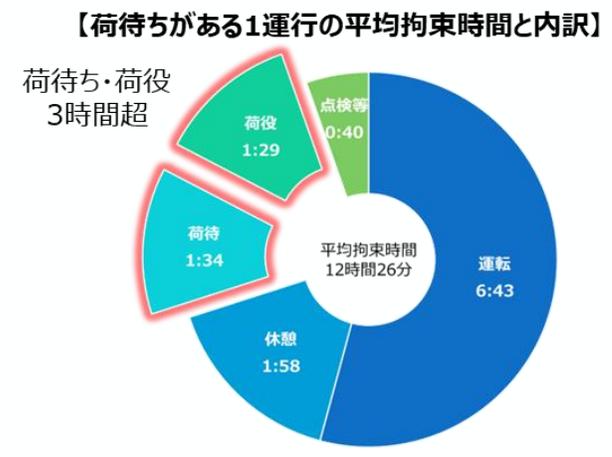
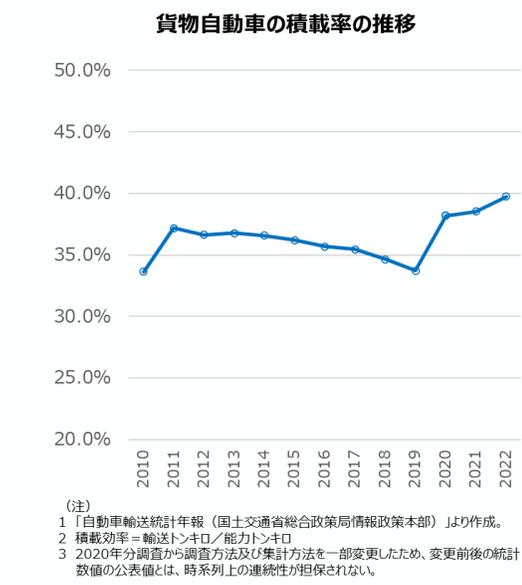
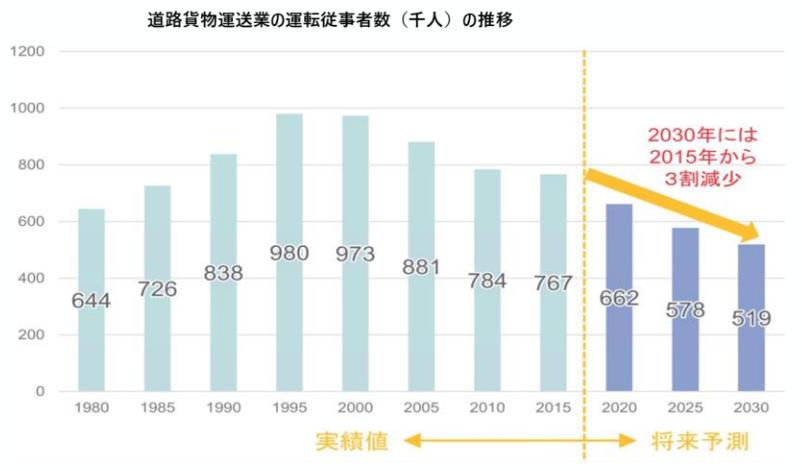
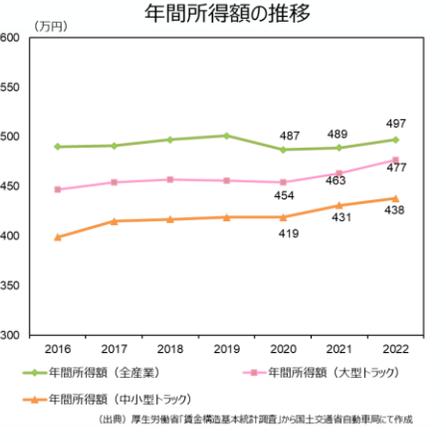
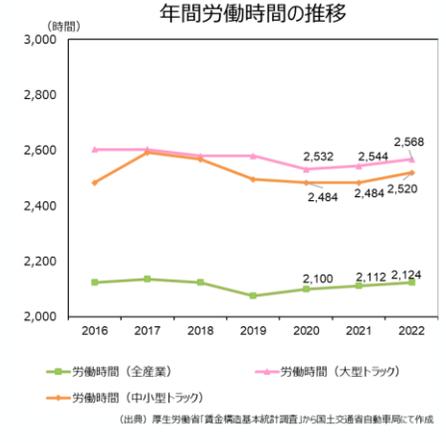
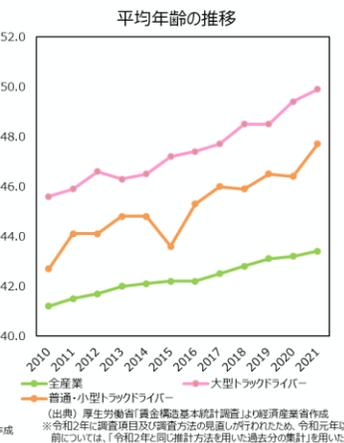
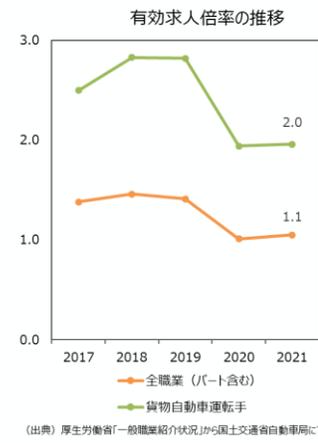
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/technology_management/page04.html

「物流コストインフレ」：物流の能力が競争力や成長を左右する時代へ

- 2010年代に「物流需要 > 物流供給」= **物流コストインフレ**へと転換。物流コストインフレは、**構造的な問題**。カーボン・ニュートラルの要求も、物流供給を圧迫。
- 物流コストインフレにより、**物流の能力が企業競争力の決定要因**に。
- 物流コストインフレは、いずれ物流需要の減退を招き、**成長を制約する構造的な要因**に。
- **物流コストインフレ**を放置すれば**2020年代後半に物流危機** (適正なコストでモノが運べなくなる事態)。



物流事業者を取り巻く環境



荷主・物流事業者に対する規制的措施 (物流効率化法)

荷主・物流事業者間の商慣行を見直し、**荷待ち・荷役時間の削減や積載率の向上等**を図る。

すべての事業者

※2025年4月1日施行

- 荷主***(発荷主、着荷主)・**物流事業者**(トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫)に対し、物流効率化のために**取り組むべき措置**について努力義務を課し、当該措置について国が**判断基準**を策定。
*元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。
- 上記取組状況について、国が当該判断基準に基づき**指導・助言、調査・公表**を実施。

一定規模以上の事業者

※2026年4月1日施行

- 上記の事業者のうち一定規模以上のものを特定事業者として指定し、**中長期計画の作成**や**定期報告等**を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分な場合、**勧告・命令**を実施。
- さらに、うち荷主には、**物流統括管理者の選任**を義務付け。

※法律の名称を「物資の流通の効率化に関する法律」に変更。
 ※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。〈予算〉

【荷主・物流事業者の「取り組むべき措置」「判断基準」】

取り組むべき措置	判断基準 (取組の例)
荷待ち時間の短縮	適切な貨物の受取・引渡日時の指示、予約システムの導入 等
荷役時間の短縮	パレット等の利用、標準化、入出庫の効率化に資する資機材の配置、荷積み・荷卸し施設の改善 等
積載率の向上	余裕を持ったリードタイムの設定、運送先の集約 等

【荷主等が取り組むべき措置の例】



バラ積み・バラ降ろしによる非効率な荷役作業

パレット導入



パレットの利用による荷役時間の短縮

特定事業者の指定基準等のポイント ※2026年4月1日施行

＜特定事業者の指定基準＞

○中長期計画の作成や定期報告等が義務付けられる**一定規模以上の事業者（特定事業者）**について、全体への寄与度がより高いと認められる**大手の事業者が指定**されるよう、それぞれ以下の指定基準値を設定。

特定荷主・特定連鎖化事業者
取扱貨物の重量 9万トン以上
(上位3,200社程度)

特定倉庫業者
貨物の保管量 70万トン以上
(上位70社程度)

特定貨物自動車運送事業者等
保有車両台数 150台以上
(上位790社程度)

＜中長期計画・定期報告の記載内容＞

中長期計画

- 作成期間
 - ・ **毎年度提出することを基本**としつつ、計画内容に変更がない限りは5年に1度提出
- 記載内容
 - (1) **実施する措置**
 - (2) 実施する措置の**具体的な内容・目標等**
 - (3) 実施**時期** 等

定期報告

- 記載内容
 - (1) 事業者の**判断基準の遵守状況** (チェックリスト形式)
 - (2) 判断基準と**関連した取組に関する状況** (自由記述)
 - (3) **荷待ち時間等**の状況【荷主等】
- 荷待ち時間等の状況の計測方法
 - ・ 取組の実効性の確保を前提として**サンプリング等の手法**を許容
 - ・ 荷待ち時間等が**一定時間以内の場合には報告省略**が可能 等

※荷主・物流事業者等の物流改善の評価・公表については、市場や消費者からの評価につながる仕組みの創設に向けて、改正物効法の枠組みと合わせて具体化。

＜物流統括管理者（CLO）の業務内容＞ ※CLO：Chief Logistics Officer

○**物流統括管理者**は、ロジスティクスを司るいわゆる**CLOとしての経営管理の視点や役割も期待**されているため、**事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位**にある**役員等の経営幹部から選任**し、以下の業務を統括管理する。

- ・ 中長期計画、定期報告等の作成
- ・ **トラックドライバーの負荷軽減とトラックへの過度な集中を是正**するための**事業運営方針**の作成や**事業管理体制**の整備
- ・ トラックドライバーの運送・荷役等の効率化のための**設備投資、デジタル化、物流標準化**に向けた**事業計画の作成・実施・評価**
- ・ **社内の関係部門**（開発・調達・生産・販売・在庫・物流等）**間の連携体制の構築**や**社内研修の実施** 等



改正物効法への対応のフロー図 (全ての荷主等 / 特定事業者)

